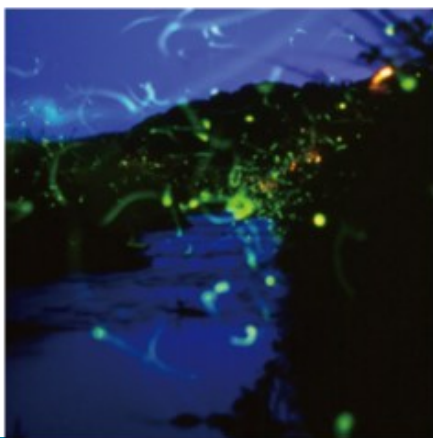




グリーンインフラ支援制度集 令和8年度版

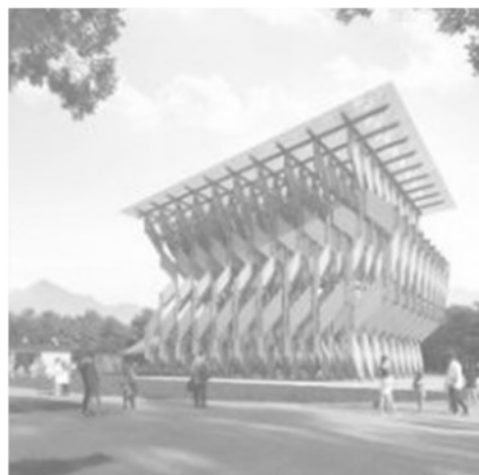


令和8年6月
国土交通省・農林水産省・環境省



【目次】

■ グリーンインフラ支援制度集について	3
■ グリーンインフラ支援制度集掲載リスト	4
■ 各支援制度の内容	9
・ 各省庁における支援制度	9
・ 省庁以外の支援制度	48



グリーンインフラ支援制度集について

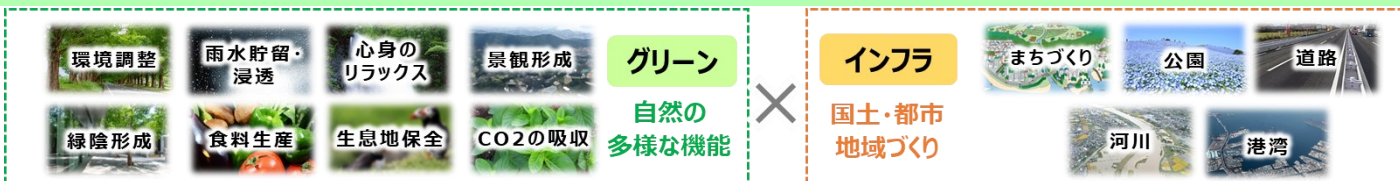
このパンフレットは、国土交通省・農林水産省・環境省等の支援制度のうち、グリーンインフラの活用に関連して利用が想定される制度を紹介しています。

全国各地でグリーンインフラの活用に取り組もうとする皆様の活動に際して役立つものとなれば幸いです。

グリーンインフラとは、

自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。

これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。



効果をより大きくするためのソフト施策



社会課題解決に向けたグリーンインフラの実装を進めます！

持続的で快適な都市・生活空間の形成 防災・減災 暑熱対策
生物多様性の確保 地域経済の活性化 温室効果ガスの削減 循環型社会の形成

情報発信にも力を入れて取り組みます！

グリーンインフラに
取り組んでみませんか？
プラットフォーム会員を
随時受付中です！



グリーンインフラの活用が
当たり前の社会を目指します！
グリーンインフラ推進戦略2030
を取りまとめました！



グリーンインフラ支援制度集掲載リスト

No	支援制度名	概要	担当省庁
1	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
2	優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）	グリーンインフラとして多様な機能を有する緑地の質・量両面での確保に向け、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上といった観点から評価・認定する制度。 民間事業者等による良質な緑地確保の取組の価値の「見える化」により民間投資の促進を図るとともに、緑地の整備等に要する費用への貸付・補助金等により支援。	国土交通省 都市局 都市環境課
3	脱炭素都市再生整備事業計画認定制度	緑地の整備や再生可能エネルギー活用等に取り組む優良な民間都市開発事業を国土交通大臣が認定し、また、民間都市開発推進機構による金融支援を行うことで、都市の脱炭素化の促進を図る。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
4	メザニン支援事業	国や市町村が定める特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対し、メザニン資金を提供。 金融機関の提供するシニアローンと事業者等が抛出するエクイティの間に位置し、一般に調達が難しいとされる、いわゆる「ミドルリスク資金」の長期安定的な調達を支援する。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
5	都市再生推進法人	都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村長が指定する制度 【主な業務】 都市再生整備計画及び景観計画の提案 エリアの魅力・活力を高めるためのエリアマネジメント活動 等	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
6	都市利便増進協定	広場・街灯・並木など、住民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
7	①社会資本整備総合交付金事業 都市再生整備計画事業 まちなかウォーカブル推進事業 ②補助事業 まちなかウォーカブル推進事業	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。 【事業主体】 交付金：市町村、市町村都市再生協議会 補助金：都道府県、民間事業者等	国土交通省 都市局 街路交通施設課
8	社会資本整備総合交付金 －都市水環境整備事業 －統合河川環境整備事業	良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に実施する河川環境整備事業を支援 【事業主体】 地方公共団体	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
9	かわまちづくり支援制度	河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」の取組を、ハード・ソフト両面から支援	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

No	支援制度名	概要	担当省庁
10	河川空間のオープン化	河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできないが、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようにした。	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
11	河川敷地の更なる規制緩和 「RIVASITE」 リバサイト	河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化のため、民間事業者が河川の清掃等を行うことを条件に、最大20年間の占用を保証し、エリア一体型の占用を認める等の河川敷地の更なる規制緩和（RIVASITE）を、社会実験として開始	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
12	生態系ネットワークの形成	生態系ネットワークの形成に寄与する取組に対して支援を行う。 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者等	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
13	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 流域貯留浸透事業	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進することを目的とする。 【事業主体】 地方公共団体・民間企業等	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
14	特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川において、流域水害対策計画の策定及び変更を行い、特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。 【事業主体】 地方公共団体・民間事業者等	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
15	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市山麓グリーンベルト整備事業	山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を支援 【事業主体】 都道府県	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課 保全課
16	社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金 緑地等施設整備事業 海域環境創造・自然再生等事業	臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントの形成を図ること等を目的とする緑地等の整備や水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする海浜等の整備を支援 【事業主体】 地方公共団体・港務局	国土交通省 港湾局 計画課
17	港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）	港湾管理者の厳しい財政制約等により、港湾緑地等の十分な維持管理や更新がなされておらず、老朽化・陳腐化が進展。 官民連携による賑わい空間を創出するため、港湾における緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益還元として港湾緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、港湾緑地等の貸付けを可能とする港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）を令和4年12月に創設。	国土交通省 港湾局 産業港湾課
18	農山漁村地域整備交付金、 社会資本整備総合交付金事業 海岸環境整備事業	国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に向けて支援 【事業主体】 地方公共団体	農林水産省 農村振興局 防災課 水産庁 計画・海業政策課 国土交通省 水管理・国土保全局海岸室 港湾局 海岸・防災課

N o	支援制度名	概要	担当省庁
19	農山漁村地域整備交付金、 防災・安全交付金事業 侵食対策事業	海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域 について支援 【事業主体】 地方公共団体	農林水産省 農村振興局 防災課 水産庁防災漁村課 国土交通省 水管理・国土保全局海岸室 港湾局 海岸・防災課
20	社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金 新世代下水道支援事業制度 (水環境創造事業)	良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業	国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術）付
21	民間提案型官民連携モデリング事業	「民間提案型官民連携モデリング事業」は、地方公共団体が抱える課題（ニーズ）を、民間事業者から提案された新たな官民連携手法（シーズ）により解決することを目指す取組です。 国土交通省の委託調査によって、官民が一体となって新たな官民連携手法を構築し、全国の地方公共団体のモデルとして、地方ブロックプラットフォームなどを通じて横展開につなげていきます。	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課
22	観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業	インバウンド需要が増加傾向にある中、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援。	国土交通省 観光庁 観光資源課
23	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業	地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援。	国土交通省 観光庁 観光資源課
24	地域循環共生圏づくり支援体制構築事業	自立・分散型の持続可能な社会の実現を目指す“地域循環共生圏”づくりを行う「活動団体」と、その団体を支援できる「中間支援主体」を支援・創出する。 【事業主体】 地方公共団体、民間事業者等	環境省 大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室
25	自然共生サイト認定制度（地域生物多様性増進法）	令和7年4月から、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行。生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に。	環境省 自然環境局 自然環境計画課 地域ネイチャーポジティブ推進室
26	生物多様性保全推進支援事業 (1)生物多様性推進活動基盤整備 (2)生物多様性増進活動実施強化 (3)重要生物多様性保護地域等保全再生 (4)国内希少野生動植物種生息域外保全 (5)国内希少野生動植物種生息域内保全 (6)里山未来拠点形成支援	地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付 【事業主体】 地方公共団体・NPO法人・協議会・民間事業者等	環境省 自然環境局 自然環境計画課 地域ネイチャーポジティブ推進室
27	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援を行う。	環境省 自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室
28	自然環境整備交付金	国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的として、国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るため、都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業等を支援する制度	環境省 自然環境局 自然環境整備課
29	良好な水環境保全・活用モデル事業	水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境の創出を目的としたモデル事業を実施。	環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室

N o	支援制度名	概要	担当省庁
30	戦略的「令和の里海づくり」基盤構築事業	藻場・干潟等の保全・再生・創出において着実に成果を創出するとともに、地域特有の手法により地域資源を利活用することで、保全と利活用の好循環を実現するための持続可能な里海づくりの基盤構築を、地域団体とともに連携し戦略的に目指す。	環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室
31	農業農村整備事業	競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、集落排水や農道等の生活インフラの整備等の実施に当たっては、水田やため池等を生かした流域治水の取組や農村景観形成を推進。	農林水産省 農村振興局 設計課
32	森林整備事業、農山漁村地域整備交付金	森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈り、間伐、路網整備等を実施	林野庁 森林整備部整備課
33	治山事業、農山漁村地域整備交付金	保安林等において荒廃地等の復旧整備等や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施	林野庁森林整備部 治山課
34	みどりの食料システム戦略推進交付金	環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図る取組を支援。	農林水産省 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
35	環境保全型農業直接支払交付金	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援	農林水産省 農産局 農業環境対策課
36	多面的機能支払交付金	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために地域共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全や農村環境の良好な保全に資する活動を支援	農林水産省 農村振興局 農地資源課
37	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援	林野庁 森林利用課 山村振興・緑化推進室
38	漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金	多面的機能の一つである環境・生態系の保全機能として藻場・干潟・内水面等の維持を図るために漁業者等が行う活動を支援	水産庁 漁港漁場整備部 計画課
39	水産環境整備事業	水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施。	水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課

■ 省庁以外の支援制度

N o	支援制度名	概要	担当省庁
1	河川基金助成事業	河川基金には、「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の３部門があり、よりよい“川づくり”に役立つ様々な活動を支援する。	公益財団法人河川財団 基金事業部

No	支援制度名	概要	担当省庁
2	環境研究総合推進費	環境研究総合推進費では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和元年5月環境大臣決定）」に示された「重点課題」やその解決に資するテーマを提示し、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究開発を行っている。 この重点課題の1つとして、気候変動に伴う自然災害の増加への対応に向け、海岸林等が本来有する防災機能等の生体系機能の評価・解明に加え、生態系をインフラとして捉えた土地利用を含めた国土デザインの提案等のグリーンインフラに関する研究提案を募集している。	独立行政法人環境再生 保全機構 環境研究総合推進部
3	地球環境基金助成事業	地球環境基金は、「自然保護・保全・復元」、「森林保全・緑化」、「砂漠化防止」、「環境保全型農業等」、「大気・水・土壌環境保全」など環境保全の11の分野を対象として、助成を通じて団体の活動を支援している。	独立行政法人環境再生 保全機構 地球環境基金部
4	耐震・環境不動産形成促進事業	民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、耐震・環境性能を有する不動産の開発・建替え・改修に係る資金調達を支援する。	一般社団法人環境不動産普及促進機構 企画部

1 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

事業の概要

- 事業目的 ①公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に複数の地域課題の解決を目指す
②官民連携による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

■事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

【目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ】

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■支援対象

- 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ①～⑥のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
 - 都市公園・緑地等事業：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

- ハード
- ① 公園緑地の整備
 - ② 公共公益施設の緑化
 - ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限り）※1
 - ④ 市民農園の整備
 - ⑤ 既存緑地の保全利用施設の整備（防災・減災推進型※2に限り）
 - ⑥ 緑化施設の整備（①～⑤の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限り）



- ソフト
- ⑦ グリーンインフラに関する計画策定
 - ⑧ 整備効果の検証

⑨ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等※3

- ※1：脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するものと及び非公開のものも対象とする。
- ※2：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）
- ※3：認定された事業のうち、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるもののみを対象とする。

事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

問合せ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 TEL：03-5253-8111（内線：32953）
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html

グリーンインフラとして多様な機能を有する緑地の質・量両面での確保に向け、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上といった観点から評価・認定する制度。

民間事業者等による良質な緑地確保の取組の価値の「見える化」により民間投資の促進を図るとともに、緑地の整備等に要する費用への貸付・補助金等により支援。

事業の概要

■主な要件

<対象主体>

民間事業者等
(地方公共団体含む)

<対象事業>

- ①新たに緑地を創出し、管理する事業
- ②既存緑地の質の確保・向上に資する事業

<対象区域>

都市計画区域等内の緑地を含む敷地等

<対象となる緑地の規模> (屋上・壁面緑化を含む)

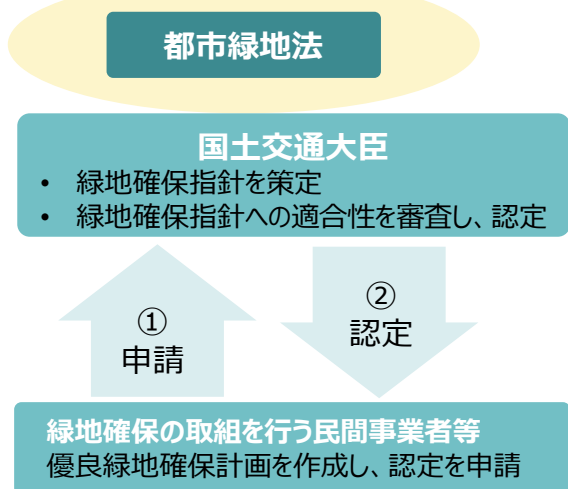
区域における緑地面積：1,000㎡以上
(R9年度より500㎡以上に引き下げ)
区域に占める緑地割合：10%以上

<計画期間・更新>

計画期間：5年間（希望すれば審査を経て更新可能）
認定後は1年ごとの定期報告が必要

<認定の枠組>

<評価の視点>



<審査・認定フロー>

- ◆ 申請から認定までは、①申請受付、②予備審査、③本申請、④審査、⑤認定、の流れで実施



認定取得の主なインセンティブ

◆ グローバル基準との連携

- ・ TNFD：建設・不動産等分野向けの追加ガイダンスにおいて、評価・開示の際の出典の一つに本認定が記載

(認定取得をTNFDのガイダンスに位置づけあるものとして情報開示・広報することが可能)

- ・ GRESB：評価項目のうち、「グリーンビル認証」（GRESBが承認する環境に配慮した物件の認証）として本認定が位置づけ（認定取得によりGRESBでの評価を高めることが可能）

◆ 資金調達における活用

- ・ グリーンボンド等の資金使途となる適格なグリーンプロジェクトについて整理したガイドライン（グリーンリスト）において、本認定が位置づけ

(企業や地方公共団体等がグリーンボンド等を発行する際に、認定の取得をプロジェクトの環境改善効果を測る具体的な指標として活用することが可能)

◆ 建築物認証との連携

- ・ DBJ Green Building認証：評価項目のうち、「生物多様性への配慮」の項目において本認定が位置づけ

(TSUNAG認定の取得により、建物部分のGB認証が取りやすくなるとともに、建物・緑地を含むプロジェクト全体に対してグリーンボンド等が発行しやすくなる)

- ◆ 優良緑地確保支援事業(都市開発資金)：都市緑化支援機構を通じ、認定を受けた民間事業者等が行う緑地の整備等に要する費用を貸付

- ◆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：認定取得により「複数の事業主体により実施するもの」等の要件が適用されず、緑地の整備等に支援可能

問合せ先

国土交通省 都市局 都市環境課 TEL：03-5253-8295

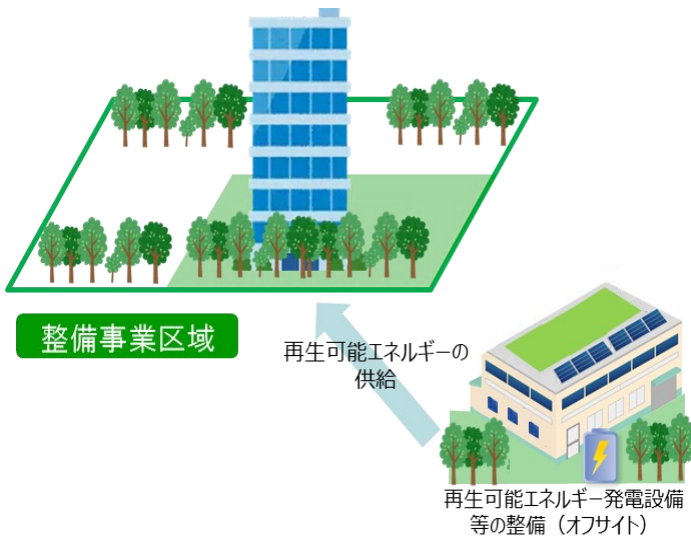
URL <https://tsunag-mlit.com/>

3 脱炭素都市再生整備事業計画認定制度

緑地の整備や再生可能エネルギー活用等に取り組む優良な民間都市開発事業を国土交通大臣が認定し、また、民間都市開発推進機構による金融支援を行うことで、都市の脱炭素化の促進を図る。

認定制度

- 都市再生整備計画の区域内において、当該計画に記載された事業と一体的に施行しようとする都市開発事業であって、一定の要件を満たした都市の脱炭素化に資する事業（脱炭素都市再生整備事業）に係る計画を国土交通大臣が認定する制度



主な認定基準

- 都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されるもので、都市の再生に著しく貢献するものであると認められること
- 整備事業区域の面積が一定以上であること
- 整備事業区域面積の10%以上の緑地及び緑化施設（緑地等）を有すること
- 基準一次エネルギー消費量比50%以上の省エネを達成すること
- 基準一次エネルギー消費量比5%以上の創エネを達成すること
- 事業全体でZEB水準を達成すること
- 事業施行に伴う温室効果ガス排出量削減のための措置が適切に講じられていること

制度活用事例

- （仮称）鹿島南六郷物流センター開発計画（令和7年1月認定）

認定事業者	鹿島建設株式会社
事業区域面積	10,689.35㎡
公共施設面積	緑地 821.47㎡ 道路 354.20㎡
緑地等面積	緑地（地上）・屋上緑化 1,072.99㎡
環境認証	ZEB認証取得
再エネ発電設備	太陽光発電設備



金融支援

- 認定を受けた事業に対しては、公共施設等の整備に要する費用に加えて、下記の設備に対して、民間都市開発推進機構による金融支援が可能

設備の種類	具体的な対象設備例
緑地等管理効率化設備	・自動かん水システム ・自動給肥システム
再生可能エネルギー源等からエネルギーを創出するための設備 ※FIT/FIP認定を受けた設備は除く	・再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス） ・非化石エネルギー源を電気に変換する設備（水素、アンモニア等） ・再生可能エネルギー源又は非化石エネルギー源を熱として利用する設備
エネルギーの効率的利用を図るための設備	・エネルギーマネジメントシステム ・コージェネレーションシステム ・蓄熱槽

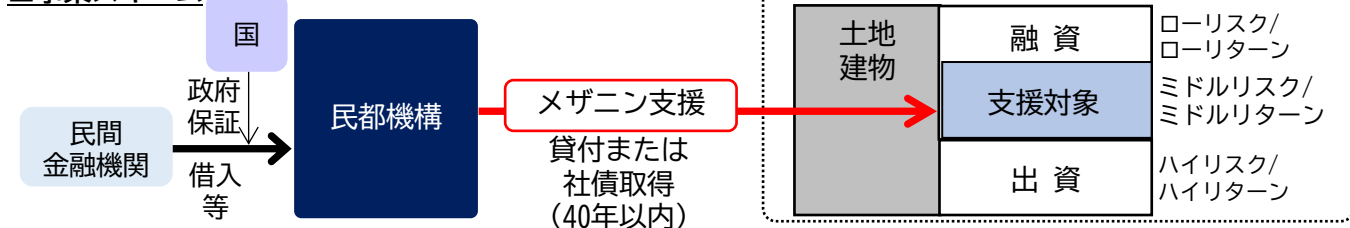
問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL : 03-5253-8111（内線：32536）
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000010.html

優良な民間都市開発プロジェクトについて、特に調達が困難なミドルリスク資金等の供給の円滑化を図るため、安定的な金利で長資金調達ができる仕組みを機に平成23年度に創設。
民都機構が政府保証で資金を調達し、民間事業者に対して貸付又は社債取得により支援。

事業の概要

■事業スキーム



■制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者

<対象区域>

- ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）
- ・都市再生整備計画の区域

<対象事業>

- ・国土交通大臣の認定を受けた事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が原則0.5ヘクタール以上であること
 - ※ 特定都市再生緊急整備地域では、1.0ha以上であること
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、原則0.2ha（三大都市圏の既成市街地等では0.5ha）以上であること
- ・都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）の整備を伴うこと
- ・環境に配慮した建築物であること（CASBEE Aクラス以上等）
 - ※ 都市再生整備計画の区域では、必須要件でない。
 - ※ 期間20年超の支援については、BELSを取得のうえ、第三者委員会において環境性能が良好と認められた民間都市開発事業が対象となる。
- ・省エネ基準に適合していること。

<支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額

①総事業費の50%

②公共施設等※1の整備費

（特定都市再生緊急整備地域内は、公共施設等+整備計画に記載された国際競争力強化施設※2の整備費、脱炭素都市再生整備事業計画認定を受けた事業は、緑地等管理効率化設備、再生発電設備等を含む）

※1：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及び情報化基盤設備※（センサー、ビーコン等、先端的な技術を活用した設備）の整備費用を対象とする。

※2：外国語対応の医療・教育・保育施設、国際会議場施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）を含む。

■実績（2011年度～2025年度）

支援件数：15件、 支援総額：3,066億円（年度をまたぐ案件は1件とカウント）

事業具体例

虎ノ門ヒルズ ステーションタワー

（虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業（東京都港区））

○支援内容

支援先： 森ビル株式会社、支援額： 300億円

○事業内容

規模： 地上49階建、他2棟、事業区域面積 約18,860㎡、延床面積 約236,640㎡

用途： 事務所、店舗、ホテル、ビジネス発信拠点、住宅、駐車場等

工期： 2019年11月 ～ 2023年7月



問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線：30615）

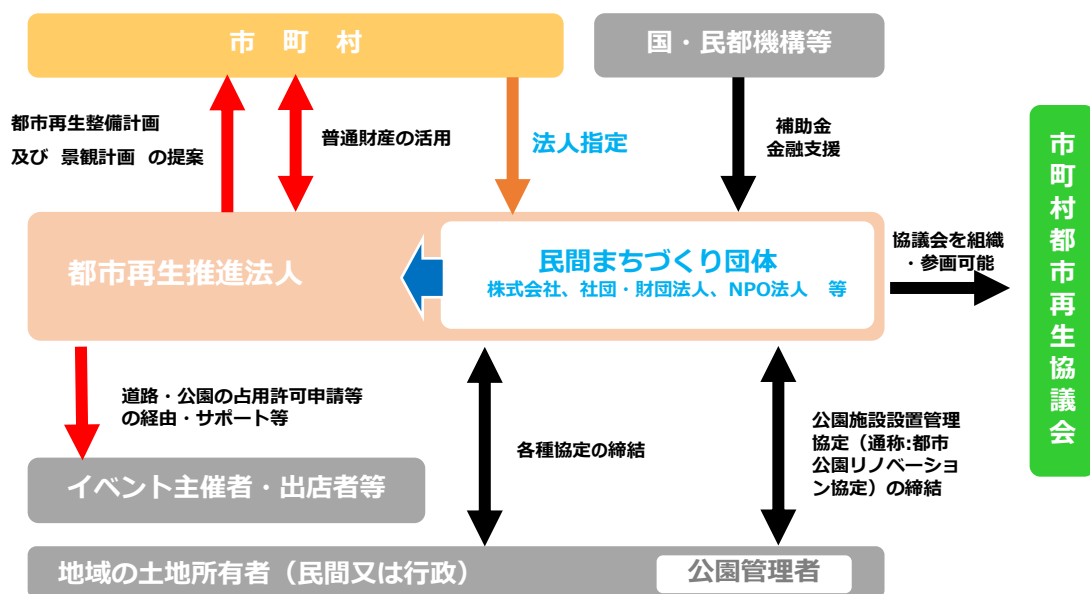
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html

都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定する制度。

制度の概要

- ・まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、あわせて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度。
- ・都市再生推進法人は、地域のまちづくりの中核的な存在として、エリアの魅力・活力を高めるためのエリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されている。

■活用イメージ



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

■都市再生推進法人の指定要件

○都市再生推進法人になれるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO法人、まちづくり会社（＝まちづくり活動を目的とする会社）。

○市町村長は、上記の法人又はまちづくり会社であって、法第119条の業務のいずれかを適正かつ確実に行うことができると認められる団体であれば、都市再生推進法人として指定することができる。

都市再生推進法人の活動事例

【錦二丁目エリアマネジメント株式会社】名古屋市

法人設立年月日	2018年3月1日
指定年月日	2021年4月28日
資本金等	資本金 1,000千円
株主・構成団体等 (出資割合)	(一社) まち発展機構 (100%) ※地区の6町内会、まち協、協同組合で構成される地域組織
職員数	20名 (うち正社員9名)



【公共空間の活用】

地区面積を4割を占める道路空間を歩きやすく、ごしやすい場所とするため、ベンチ設置や植栽の管理、地上器を活用した実証実験、通行止めによる新たなイベントなどを展開。

問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL : 03-5253-8111 (内線 : 32575)
URL <https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/>

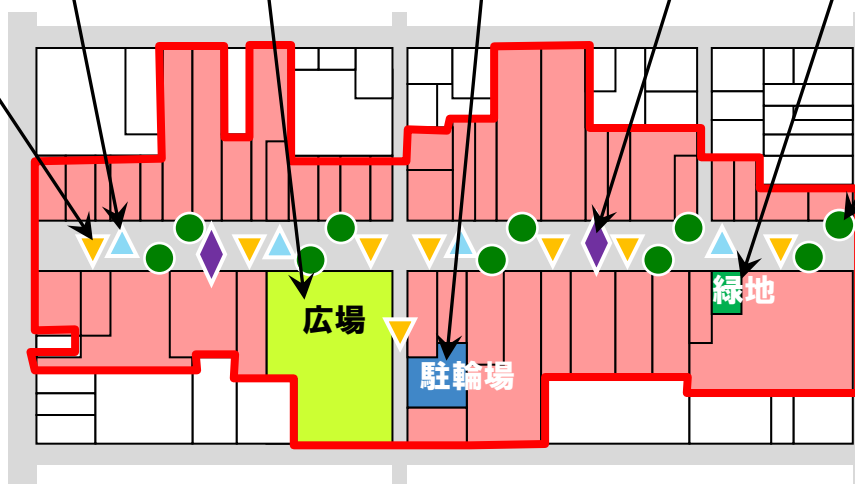
都市利便増進協定は、広場・街灯・並木など、住民や観光客等の利便を高め、まちの賑わいや交流の創出に寄与する施設（都市利便増進施設）を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体等の発意に基づき、施設等を利用したイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度。

制度の概要

- ・都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理のための協定を締結。オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催。
- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供。国・自治体が必要なサポートを実施。
 - ▶地域の実情・ニーズに応じたルールによるまちづくりが実現。
 - ・地域住民等のまちづくり参画の促進、それを通じた満足度の向上。
 - ・公共公益施設の管理を民が行うことで、公共側の財政負担の軽減も期待。

■都市利便増進協定の対象区域・施設のイメージ

《都市利便増進施設》



協定の締結区域

■制度利用のための主な要件

- 協定の対象区域：都市再生整備計画の区域
- 協定の締結者：区域内の土地の所有者・借地権者、建築物の所有者、都市再生推進法人等
- 市町村による認定

■協定により定める事項（例）

- まちづくり会社が広場を管理・運営。その際、イベントの開催等、にぎわい創出する取組も併せて推進
- まちづくり会社が広告板を設置し、その管理を行うとともに、広告収入をまちづくり活動に充当。
- ベンチ、緑地などの清掃・補修等を地域住民が自ら実施。 等

問合せ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線：32575）
URL <https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#riben>

①社会資本整備総合交付金事業

都市再生整備計画事業—まちなかウォーカブル推進事業

②補助事業

まちなかウォーカブル推進事業

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する。

事業の概要

■事業主体等 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等 国費率1/2

■施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区かつ都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

■対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用

Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

問合せ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL : 03-5253-8111 (内線 : 32848)
URL https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html

社会資本整備総合交付金

－都市水環境整備事業－統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に実施する河川環境整備事業を支援する。

支援メニュー

■事業目的

汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

■交付対象

都道府県、指定都市、市区町村（指定区間内の一級河川、二級河川等） 国費率 1/3等 対象地域 全地域

■対象事業

- 水質改善のために実施される水質浄化を行う事業
- 横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において、魚道の整備を行う事業
- 従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業
※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。
- 河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業

活用事例

地域 新潟県佐渡市（天王川水系天王川他）
事業主体名 新潟県
年度 2005（H17）～2030（R12）（予定）

佐渡島を流れる天王川で、トキの野生復帰に向けた採餌環境確保の取組を行っている。

事業では、生物の多様化を図る河道整備や、河道・近隣ビオトープと連続する湿地環境の整備を進めており①②、トキの飛来も確認されている③。



①整備前



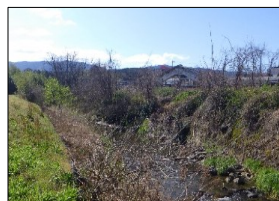
②整備中



③トキの飛来

地域 岐阜県中津川市（木曾川水系千旦林川）
事業主体名 岐阜県
年度 2021（R3）～2026（R8）（予定）

千旦林川周辺は、リニア中央新幹線開業に向けて、土地区画整理事業や治水事業と一体的に親水護岸等の環境整備事業を実施している④。令和3年3月に登録された「中津川市かわまちづくり」に基づき、親水性のある広場や回遊可能な川沿いの歩道を整備することで、駅利用者や地域住民が川沿いの駅前広場に集い、賑わいを創出することを目指している⑤。



④整備前



⑤整備後（イメージ※）

※エリアデザインブック（中間とりまとめ）より抜粋

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
TEL：03-5253-8111（内線：35445）

9 かわまちづくり支援制度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す（令和7年8月末時点：303か所）。

ソフト施策による支援

- 都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- 優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例

水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
(道頓堀川／大阪市)



河岸緑地へのオープンカフェの設置
(京橋川／広島市)



先進的な取組の情報提供

民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営
(多摩川／多摩市)

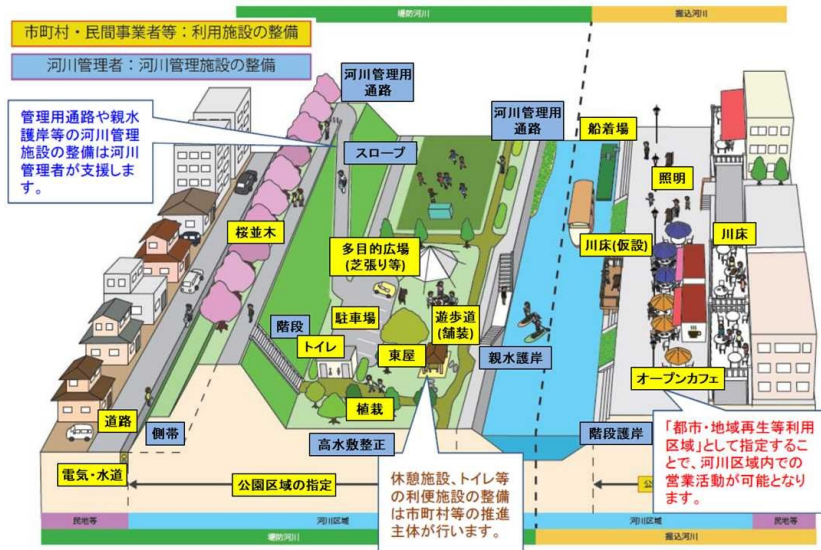


歴史と文化伝承を活かした賑わいづくり
(沙流川／平取町)



ハード施策による支援

- 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)



問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL：03-5253-8111（内線：35445）

URL <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/index.html>

10 河川空間のオープン化

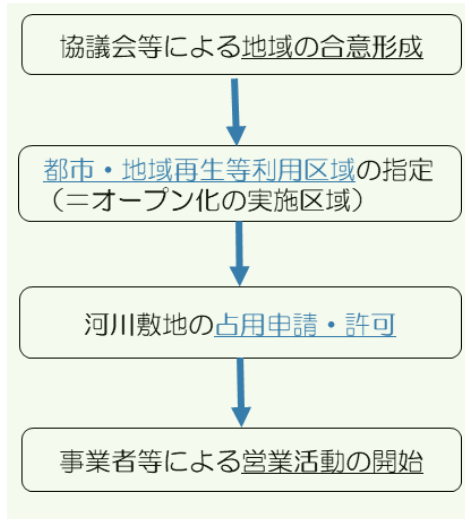
河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできないが、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようにした。

事業の概要

■オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

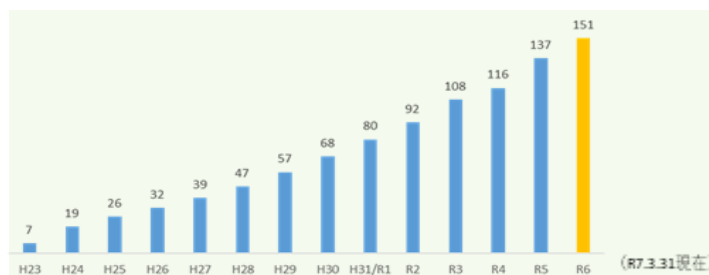
■オープン化の主な流れ



■都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

■河川空間のオープン化活用実績数（累計）

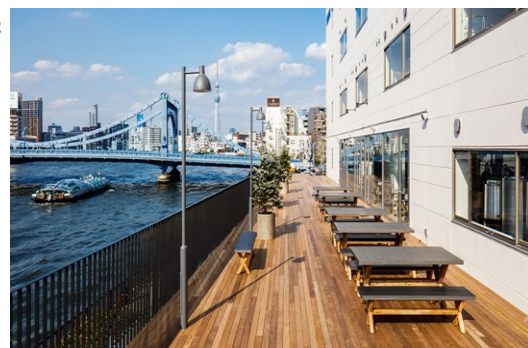


活用事例

- ・河川空間のオープン化活用事例集（以下、活用事例集）より抜粋（問合せ先の活用事例集URLより閲覧可）



宮城県名取市 閑上かわまちづくり（名取川）



東京都江東区 隅田川かわてらす®

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課

TEL：03-5253-8111（内線：35224、35229）

URL：<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/index.html>

活用事例集

URL：https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/jirei_kasenkukan_2507.pdf

11 河川敷地の更なる規制緩和 「RIVASITE」

リバサイト

河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化のため、民間事業者等が河川の清掃等を行うことを条件に、最大20年間の占有を保証し、エリア一体型の占有を認める等の河川敷地の更なる規制緩和（RIVASITE）を、社会実験として開始した。

規制緩和のポイント

■ 1 占有期間

これまでの占有期間は10年だったものに、占有期間満了後に追加で最大10年の更新延長の保証により、より長期の事業計画が立てられるようになる。

■ 2 占有形式

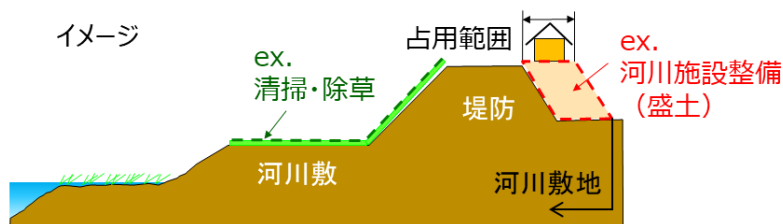
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占有を民間事業者も可能になり、河川敷地をより柔軟に活用できるようになる。

■ 3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能となり、より幅広い事業運営が可能になる。

規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占有区域外の清掃・除草が必要。



相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設。

かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へRIVASITE担当メールアドレス

hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp

(相談例)

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。

ポテンシャルリストの公表

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。

※ポテンシャルリスト以外の箇所で活用可能な場所もあります。

各地域の問い合わせ先・河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyoku/kasenshikichi/02.html>

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 35445)

12 生態系ネットワークの形成

河川管理者と流域の住民、農業関係者、NP0、学識者、企業、自治体等が連携して、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成の取組をすすめています。生態系ネットワークの形成は自然環境を豊かにするだけでなく、治水、地域への愛着の醸成、経済の活性化など、社会・経済上の効果につながっていきます。

※関連する財政支援については、9. 社会資本整備総合交付金（都市水環境整備事業－統合河川環境整備事業）及び本ページ下部に記載の「財政支援制度集」を参照してください。

事業の概要

生態系ネットワークの形成に向け、全国各地の流域を中心として、農業関係者、NP0、企業、金融機関、学識者、自治体、国の関係機関等で構成された21の協議会が設立されています。各流域では、その地域のシンボルとなる生きもの（指標種）を設定し、流域の関係者が一体となって様々な取組を推進しています。

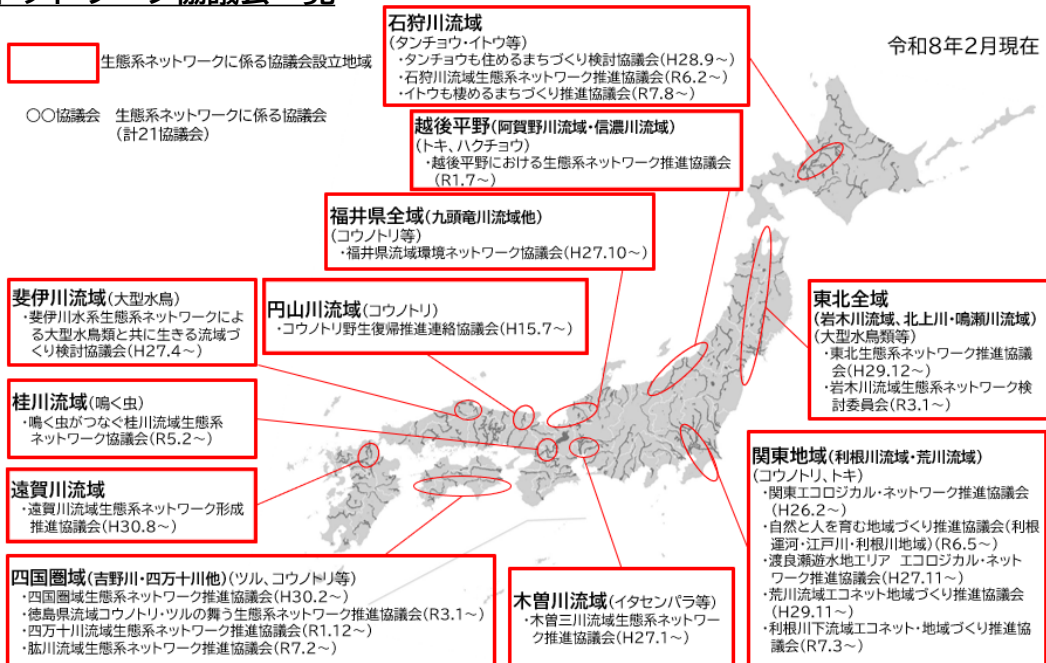
河川管理者の取組



流域関係者の取組



生態系ネットワーク協議会一覧



関連資料



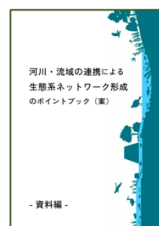
概要パンフレット



財政支援制度集



全国の実践事例集



問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL : 03-5253-8111（内線 : 35482）

社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 流域貯留浸透事業

地方公共団体又は地方公共団体が助成を受けて民間企業等が実施する河川への雨水の流出を抑制するための雨水貯留浸透施設の整備等を支援する事業。（国費率1／3）

※民間企業等が施行する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2

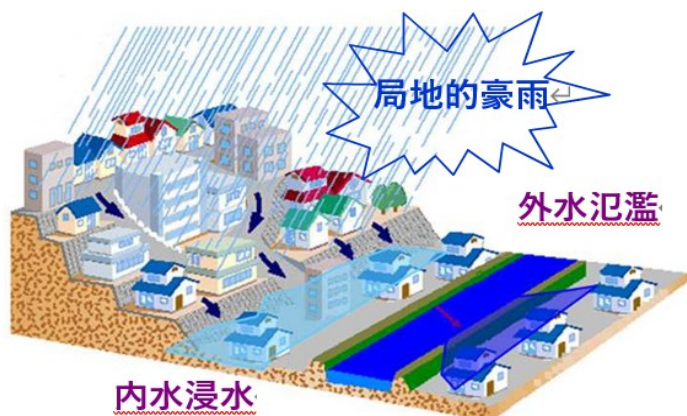
事業の概要

■事業目的 局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進

■制度概要

【主な要件】

- 一級河川又は二級河川の流域内において、通常の河川改修方式と比較して経済的であるもの
- 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500㎡以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000㎡以上の治水容量を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上を図るために行うもの 等



（事例）校庭を活用した流域貯留施設

平常時の様子

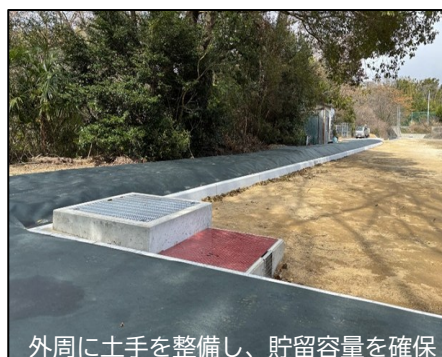


土手を整備し、貯留容量を確保

貯留時の様子

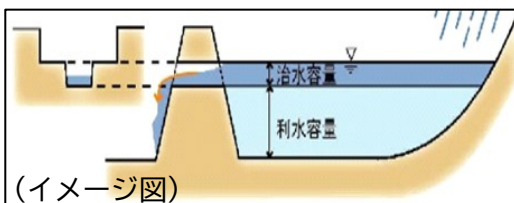


（事例）民間の施設を活用した流域貯留施設[大牟田市]



外周に土手を整備し、貯留容量を確保

（事例）ため池を改良した流域貯留施設



（イメージ図）

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL : 03-5253-8455（直通）

14 特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川流域における浸水被害を軽減させるための雨水貯留浸透施設の整備等を支援する事業（国費率1/2）

事業の概要

■事業目的 特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川において、流域水害対策計画の策定及び変更を行い、特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。

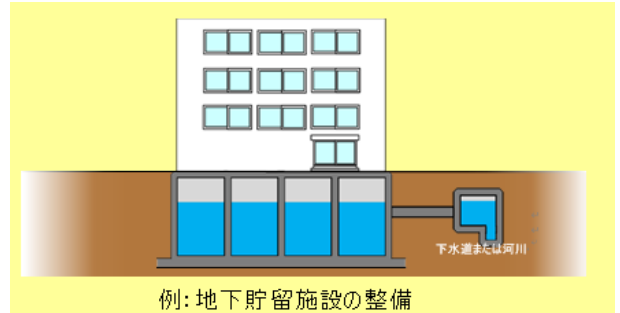
■制度概要

【主要要件】

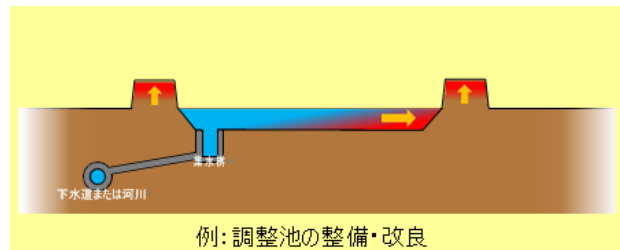
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた以下に該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。
 - 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。
 - なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。

- イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
- ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

（イ）貯留・浸透機能を持つ施設の整備



（ロ）既設の調整池、池沼又は溜め池の改良



【制度の拡充】

- 既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

＜交付金事業※1＞

流域治水対策河川事業
総合治水対策特定河川事業
総合内水対策緊急事業
河川・下水道一体型豪雨対策事業
調節池整備事業

＜個別補助事業＞

事業間連携河川事業※2
大規模特定河川事業※2

個別補助事業
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業の
一部切り出し

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2（個別補助事業）	1/3（通常） ⇒ 1/2（個別補助事業）

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL：03-5253-8455（直通）

15 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業 都市山麓グリーンベルト整備事業

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。また、このグリーンベルトの整備により、市街地周辺への無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間(多様な動植物の生息生育空間)の創出に寄与する。

事業の概要

■実施内容 1. 「都市山麓グリーンベルト構想」の策定

土砂災害の危険性の高い都市周辺の山麓斜面を対象に、その斜面の保全・育成をはかるためグリーンベルトの範囲、整備の目標年次、関係する各種事業や規制方策の実施方針等を定めた「都市山麓グリーンベルト構想」を策定する。

2. グリーンベルトの整備

地区一括採択による砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や公園事業等による植樹、樹林化。砂防指定地管理の強化、緑地保全地区の決定等により樹林・緑地の保全のための規制策の実施。

■制度概要

<科目>

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

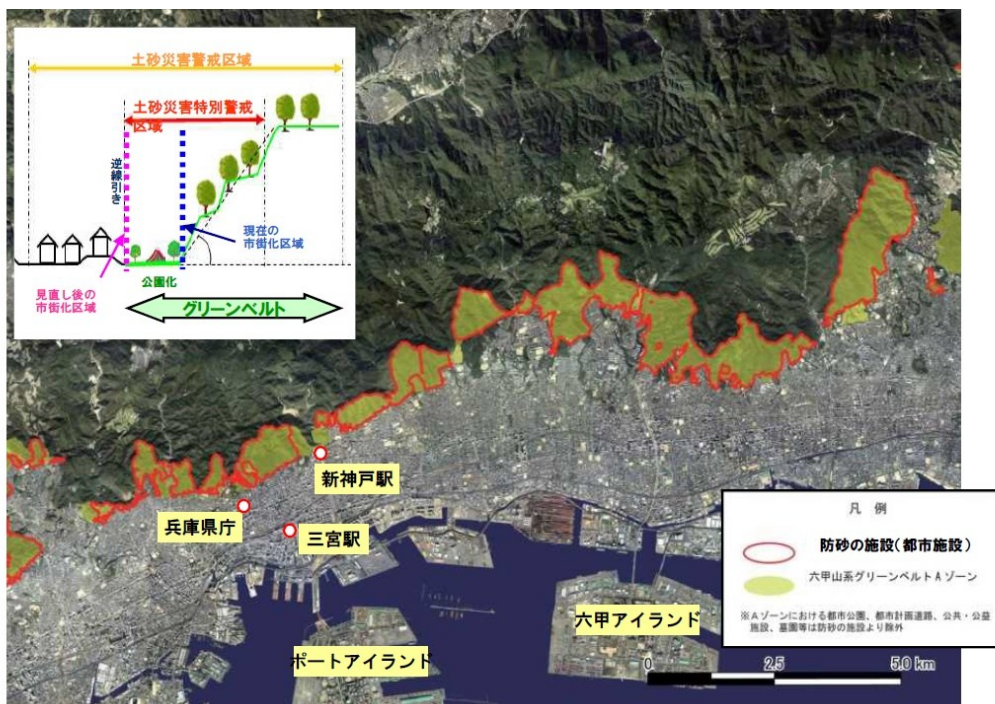
<沿革>

平成8年度より実施

<国庫負担率及び国費率>

本体事業に準ずる

都市山麓グリーンベルトの整備（六甲山系）



問合せ先

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課、保全課
TEL : 03-5253-8111

社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金

①緑地等施設整備事業

②海域環境創造・自然再生等事業

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に関わったウォーターフロントの形成を図ること等を目的とする緑地等の整備や水質・底質改善及び沈廃船等の処理を行うことにより、海域の環境改善及び適正な港湾利用を図ることを目的とする海浜等の整備を支援。

事業の概要

■交付対象

地方公共団体及び港湾法第4条第1項の規定による港務局

■交付対象事業の代表的な要件の例

①緑地等施設整備事業

港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良
ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。

②海域環境創造・自然再生等事業

I 海浜・水質浄化施設：

港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備

II 施設改良：

水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良

III 沈廃船等処理：

沈廃船：

港湾法第37条の11に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理

放置座礁船：

船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理

緑地等施設整備事業 整備事例

緑地の整備



海域環境創造・自然再生等事業 整備事例

アマモ場造成



【アマモ場の役割】

アマモ場は「海のゆりかご」とも呼ばれ、魚やエビ、カニ、イカなどの生息場所や産卵場所となったり、海中の栄養塩を吸収して水質の悪化を防止したりと、漁場の生物生産や水質浄化に重要な役割を果たします。



アマモに産み付けられたイカの卵

港湾管理者の厳しい財政制約等により、港湾緑地等の十分な維持管理や更新がなされておらず、老朽化・陳腐化が進展。官民連携による賑わい空間を創出するため、港湾における緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と収益還元として港湾緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、港湾緑地等の貸付けを可能とする港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）を令和4年12月に創設。

事業の概要

■ 制度の概要

制度概要：港灣環境整備計画を港灣管理者が認定・公表
港灣緑地等の行政財産の貸付け

事業期間：概ね30年以内

条件：収益の一部を還元
(港灣緑地等のリニューアルや維持管理)

■制度イメージ



■ 制度活用のメリット

港灣管理者



- ・民間資金を活用することで、緑地等の整備・管理にかかる**財政負担が軽減**される。
- ・民間の創意工夫も取り入れた整備・管理により、**緑地等のサービスレベルが向上**する。

民間事業者



- ・緑地内に飲食店や売店等の**収益施設を長期間安定的に設置**できる。
- ・港湾空間を活用して自らが設置する収益施設と合った**緑地等を一体的に整備**することで、収益の向上にもつながる**管の高い空間を形成**できる。

利用者



- ・飲食施設の充実など利用者向けサービスが充実する。
- ・老朽化し、質が低下した施設の更新が進み、緑地等の利便性、快適性、安全性が高まる。

活用事例



神戸港 TOTTEI PARK



新潟港 万代テラス

問合せ先

国土交通省 港湾局 産業港湾課

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 46-423)

ポータルサイトURL:

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000061_2.html

みなと緑地PPPガイドラインURL：

<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001980827.pdf>

農山漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金事業 海岸環境整備事業

堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を実施する。

事業の概要

■交付対象 地方公共団体（海岸管理者）

■交付対象事業の代表的な要件の例

- 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。
- 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。
 - （ア）国指定文化財等の史跡・景観岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。
 - （イ）国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。
- 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。

なお、本事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。

海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。

- （ア）対象とする海岸の概要
- （イ）海岸利用の活性化に関する基本方針
- （ウ）施設等配置に関する計画
- （エ）施設等の維持管理に関する計画
- （オ）その他

海岸環境整備事例



問合せ先

農林水産省 農村振興局 防災課
水産庁 防災漁村課
国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
港湾局 海岸・防災課

TEL : 03-3502-8111（内線：5511）
TEL : 03-3502-8111（内線：6903）
TEL : 03-5253-8111（内線：36325）
TEL : 03-5253-8111（内線：46734）

農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金事業 侵食対策事業

海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、海岸保全施設の新設・改良を実施する。

事業の概要

■交付対象 海岸管理者

■交付対象事業の要件

○ 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。

- ① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。
- ② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。
- ③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。

ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。

- ④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。
- ⑤ 総事業費が、以下のとおりであること。

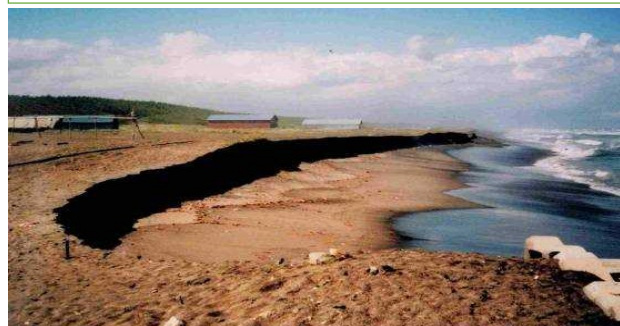
（ア）都道府県が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄(※) 5千万円以上
内地 1億円以上 ※防災・安全交付金事業のみ

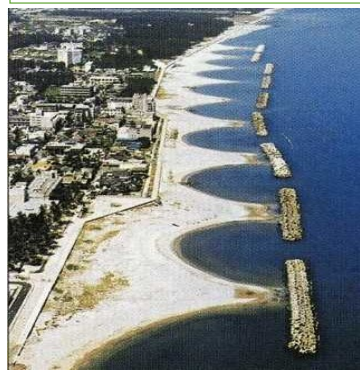
（イ）市町村が行うもの

離島・奄美・北海道・沖縄(※) 5千万円以上
内地 1億円以上 ※防災・安全交付金事業のみ

海岸侵食状況



人工リーフ・ハットランドによる侵食対策事例



護岸工・消波工による侵食対策事例



問合せ先

農林水産省 農村振興局 防災課

水産庁 防災漁村課

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室

港湾局 海岸・防災課

TEL : 03-3502-8111 (内線 : 5511)

TEL : 03-3502-8111 (内線 : 6903)

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 36325)

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 46734)

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境配慮のチェック・要件化」(愛称：みどりチェック)を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

社会資本整備総合交付金／防災・安全交付金 －新世代下水道支援事業制度（水環境創造事業）

個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金により支援を実施。

支援対象のイメージ

各戸貯留浸透施設

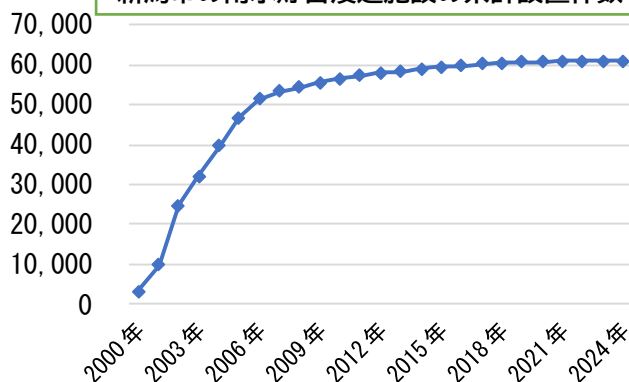


取組事例

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。

市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、令和6年度末までに、累計で6万基を超える雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。

新潟市の雨水貯留浸透施設の累計設置件数



問合せ先

国土交通省 大臣官房参事官（上下水道技術） 付
 TEL : 03-5253-8111 (内線 : 34314)

21 民間提案型官民連携モデリング事業

「民間提案型官民連携モデリング事業」は、地方公共団体が抱える課題（ニーズ）を、民間事業者から提案された新たな官民連携手法（シーズ）により解決することを目指す取組です。
国土交通省の委託調査によって、官民が一体となって新たな官民連携手法を構築し、全国の地方公共団体のモデルとして、地方ブロックプラットフォームなどを通じて横展開につなげていきます。

事業の概要

■事業目的

自治体職員が不足する中でインフラの老朽化への対応や、遊休公的施設の利活用、カーボンニュートラルの推進などの地方公共団体が抱える公共施設等の課題の解決を目指し、国土交通省所管分野における民間提案に基づく新たな官民連携手法を構築する。

■事業スキーム

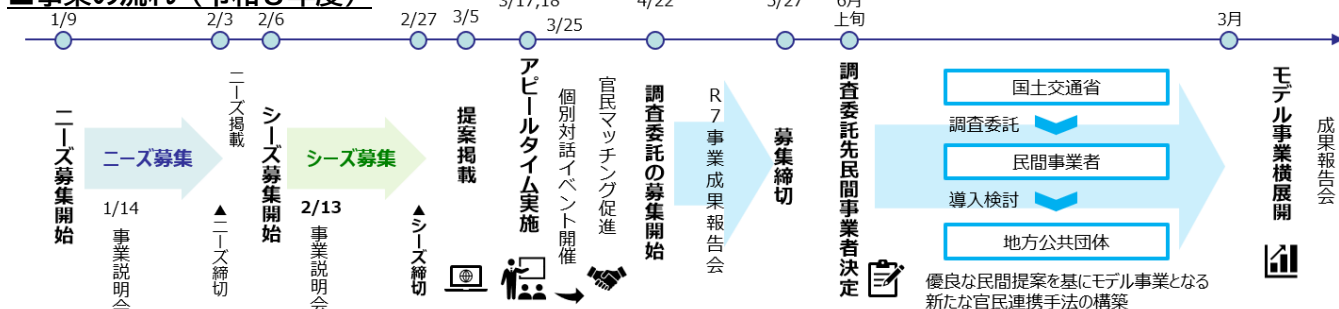
ニーズ：地方公共団体が抱える公共施設等の課題

（インフラの老朽化への対応、遊休公的施設の利活用、カーボンニュートラルの推進 等）

「民間提案型官民連携モデリング事業」によりニーズとシーズをマッチング

シーズ：民間事業者が有するPPP/PFIのノウハウや技術を活用した新たな事業手法

■事業の流れ（令和8年度）



- 国土交通省が提示するテーマに沿って、地方公共団体が抱える課題（ニーズ）を募集し、地方公共団体から寄せられた様々な課題（ニーズ）の解決を目指す新たな官民連携手法（シーズ）について、民間事業者から提案を募集します。
- 官民双方からのニーズ・シーズの提案をそれぞれがアピールし、ニーズとシーズをマッチングさせるイベントを経て、国土交通省では、新たな官民連携手法に関する調査委託の応募を行い、調査委託先となる民間事業者及び導入検討対象の地方公共団体を選定した後、導入検討を行います。

■導入検討調査（調査分野例：グリーン社会の実現）

グリーンインフラの活用推進、カーボンニュートラルの実現、資源循環型経済への移行など、グリーン社会の実現に向けた取組（ハード、ソフト両面を含む）に官民連携手法の導入を推進する取組。

調査実施例

- 調査名：官民連携で実現する秩父の森の新たな価値創造
- 調査実施団体：建設技術研究所、ミドリク(MiDriq)NbS株式会社
- 導入検討先自治体：秩父市（埼玉県）

埼玉県秩父市の森林を対象に、先端技術やデジタル技術を活用した多面的機能の可視化の試行を通じて、人口や地域経済の縮小、まち・ひと・しごとの創出・好循環を実現する、流域治水の深化とカーボンニュートラルやグリーンインフラを活用した自立・分散型の持続可能な社会構築に向けた新たなスキームを検討。（令和7年度調査）

持続可能なグリーン社会



問合せ先

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

TEL : 03-5253-8111（内線：24-224,218）

URL https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_rd1_000099.html

観光需要分散のための 地域観光資源のコンテンツ化促進事業

インバウンド需要が増加傾向にある中、観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給の促進を目的とし、多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援。

事業の概要

■対象事業

- ① 新創出型
地域資源を活用した観光コンテンツに関するアイデアをもとに、インバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業
- ② 分野特化型（ガストロノミー）
ガストロノミーツーリズムの分野でインバウンドを対象に観光コンテンツの造成に取り組もうとする事業
- ③ 品質向上型
より高単価なインバウンド向け観光コンテンツの供給に向け、既存の観光コンテンツの改善等に取り組もうとする事業



■対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者等

■支援内容

- ① 新創出型
400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助率1/2（最低事業費 600万円）
- ② 分野特化型（ガストロノミー）
400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助率1/2（最低事業費 600万円）
- ③ 品質向上型
800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4,200万円まで補助率1/2（最低事業費 1,200万円）

事業具体例

取組地域：鳥取県智頭町
実施主体：智頭の林業景観保存活用推進協議会

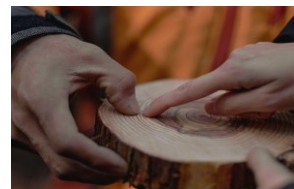
国の重要文化的景観に選ばれた智頭町の森を「実際に食べる」という体験を通じて、未来の森を創る循環に参加できる特別なツアーを造成。

江戸時代から続く「人がつくる森」の本質に触れながら、智頭杉やヒノキのエキスを活かしたリキュール、木のパウダーを使ったスープ、野生の木の实や香草を取り入れたジビエ料理など、森そのものを味わう。ツアーの最後には、スギやヒノキの苗木を植える植樹体験を実施し、食べる→育てる→景観を作るという循環に直接関わる機会を提供。

（令和6年補正地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業）



食体験の様子



林業体験の様子

問合せ先

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL：03-5253-8924（直通）
URL <https://juyobunsan.go.jp/>

23 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

地域資源を活用した観光まちづくりを推進するため、旅行者の体験の創出や価値向上につながる施設整備等を支援。

事業の概要

■事業イメージ

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

■支援内容

- ①間接補助事業（1/2、最大2億円）
- ②直接補助事業及び間接補助事業
1/2（※1と※2については10/10、最大1,000万円）
- ③調査事業（10/10、最大1,000万円）

※②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

■対象者

地方公共団体、DMO、民間事業者 等
（②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る）



問合せ先

国土交通省 観光庁 観光資源課 TEL : 03-5253-8925（直通）

24 地域循環共生圏づくり支援体制構築事業

自立・分散型の持続可能な社会の実現を目指す“地域循環共生圏”づくりを行う「活動団体」と、その団体を支援できる「中間支援主体」を支援・創出する。

事業の概要

■事業目的

地域循環共生圏づくりの中間支援ができる担い手を増加させ、中間支援体制の強化を図り、地域循環共生圏づくりを推進する。

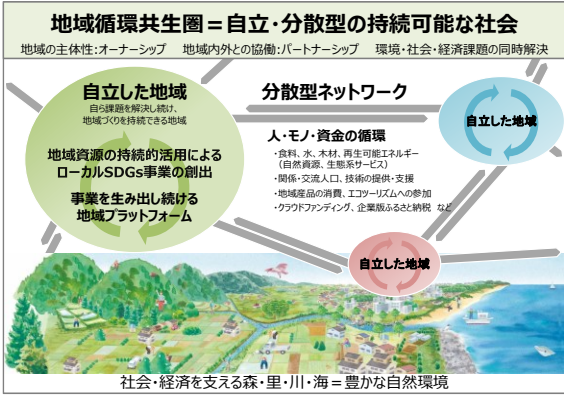
■事業内容

地域循環共生圏づくりに取り組む活動団体と、その団体への中間支援を行う中間支援主体を募集し、活動経費の支援と伴走支援を実施。

【活動団体の取組】…地域の人に話を聞きに行き、地域のありたい姿・課題・資源と一緒に考え、課題を解決する取組・事業を生み出していく、また、そういった議論や共有をする場や人々のネットワークであるプラットフォームをつくりだす。

【中間支援主体の取組】…活動団体の取組が加速するよう、情報の提供や助言、気づきを促したり、先を見越したステップの確認をするといった活動団体への中間支援を通して、共に地域循環共生圏づくりを行う。

■事業イメージ



“地域循環共生圏”とは、自ら地域の課題を解決し続けられる「自立した地域」を日本全国各地で形成しつつ、その自立した地域同士がつながり合い、人・モノ・資金・情報など様々な資源が有機的に行き来するネットワークを構築することで、日本全体も持続可能な社会にしていこうという考え方です。

事業具体例

鹿島市ラムサール条約推進協議会（活動地域：佐賀県鹿島市内）



- ・鹿島市山間部の棚田は、土砂崩れを防ぐグリーンインフラ(GI)として機能しており、干潟への土砂流入による環境悪化を防いでいるが、耕作放棄が進んでいる。
- ・このため、棚田で栽培した米を地元の酒蔵が買い取って醸造し、「グリーンインフラ日本酒」として販売。この際、地銀が設置した地域商社を介して販路を拡大。
- ・酒粕等の廃棄物は、耕作放棄地で放牧している経産牛のエコフィードへの活用、酒蔵ツーリズムで使用するプラスチックカップの材料（バイオマスレジン）として使用。

認定NPO法人とくしまコウノトリ基金（活動地域：徳島県内）



- ・コウノトリの餌生物が増えるよう配慮した特別栽培米（減農薬・化学肥料）を農家が生産し、地元酒蔵が買い取り醸造。売り上げの一部は基金に寄付。
- ・消費生活協同組合（コープ）をはじめ、多くのステークホルダーが販売を担い完売。作付面積は2倍強に拡大。
- ・コープの組合員を対象とした自然観察会を開催。観察会の室内会場には廃校を活用。

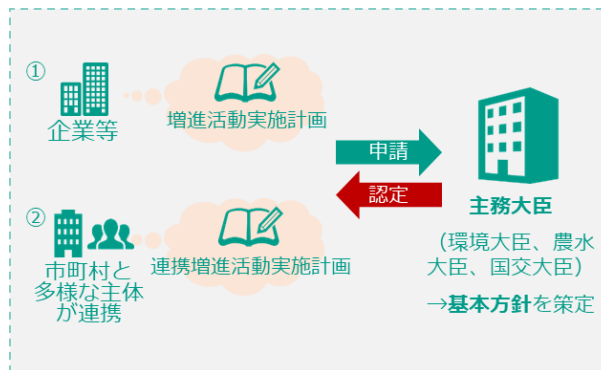
問合せ先

環境省 大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室
TEL 03-5521-8328
URL <http://chiikijunkan.env.go.jp/>

- 環境省では、企業等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、令和7年4月には、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行され、生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象になった。
- 令和8年3月末時点で全国で569箇所が自然共生サイトに認定されている。

事業の概要

- ①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。
- ②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。



自然共生サイトの事例



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。
- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

認定取得の主なインセンティブ

自然共生サイトの
詳細はこちら➡



支援希望者とのマッチング

- 認定者への支援に対するインセンティブ措置として「支援証明書」制度を構築し、民間企業等の支援を促進。

生物多様性保全推進支援事業

- 自然共生サイト等の活動等に対して、交付金による支援（一定の要件あり・公募による採択）。

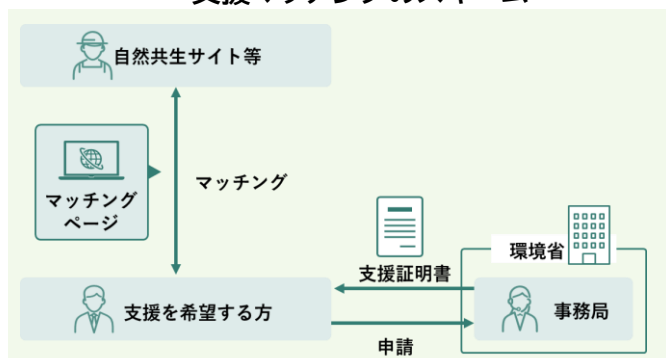
税制優遇

- 生物多様性維持協定が締結された一定の土地等に対して、相続税や贈与税の特例措置を新設。

取組の見える化

- 保護地域との重複を除き、OECDとして国際データベースに登録。
- 国際目標に資する取組であることを国が認定。認定サイトを「生物多様性見える化マップ」に一元的に表示するほか、サイト毎の個別ページを作成し情報発信等に活用。

支援マッチングのスキーム



生物多様性見える化マップ



問合せ先

環境省 自然環境局 自然環境計画課 地域ネイチャーポジティブ推進室
TEL : 03-5253-8343
URL : <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付

支援メニュー

■交付対象事業・取組

地域における生物多様性の保全再生に資する活動

- (1)生物多様性増進活動基盤整備 (2)生物多様性増進活動実施強化
(3)重要生物多様性保護地域等保全再生 (4)国内希少野生動植物種生息域外保全
(5)国内希少野生動植物種生息域内保全 (6)里山未来拠点形成支援

■交付対象

事業内容：(1)①地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの計画作成等の取組

- ②地域生物多様性増進活動支援センターの設置、運営に係る体制構築、同センターが実施する取組
(2)自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
(3)国立・国定公園、ラムサール条約湿地、自然再生事業実施計画区域等の生物の生息環境の保全再生事業
(4)種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
(5)種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査、保全計画策定等の生息域内保全のための取組
(6)重要里地里山、都道府県立自然公園、重要湿地、国立・国定公園普通地域、自然共生サイト等における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

- 対象者：(1)①地方公共団体、民間事業者、公益・一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人等
②地域生物多様性増進活動支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体
(2)地域生物多様性増進法に基づく計画の活動主体等
(3)地方公共団体等の参加を含む地域生物多様性協議会
(4)動物・植物園、水族館、昆虫館等の設置者、管理者
(5)地方公共団体、民間事業者、公益・一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人等
(6)地方公共団体等の参加を含む里山未来拠点協議会

国費率：(1)1/2以内 (2)定額 (3)1/2以内 (4)定額 (5)定額 (6)1/2以内

活用事例

地域 島根県出雲市、雲南市
団体名 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク
推進協議会

年度 2019（令1）～2021（R3）

コウノトリやトキと共に生きる環境づくりを進めるため、コウノトリ・トキの生息環境の把握・分析、住民参加型の広域調査、学習会・生きもの調査イベントの開催①、ビオトープの整備②・維持管理手法の検討、地域振興に関する意見交換会の実施や体験型交流等地域振興策の検討③など、各主体が連携して継続的な取組みを行うための計画を策定。



①生きもの調査イベント



②ビオトープ整備



③意見交換会

地域 石川県珠洲市

団体名 珠洲市

年度 2019（令1）～2021（R3）

里山の生物多様性について希少ゲンゴロウ2種をはじめとする里山の生物多様性①について、ため池の維持や環境配慮型農業の促進活動、小学生向けの教育活動、保全推進員によるモニタリング調査を実施しているほか、市民参加型の生物調査②を実施。また、専門家を招いて、勉強会や調査方法の研修を開催し③、ため池を必要とする生物への理解を深め、地域住民の理解や協力を得ながら、長期的な保全を目指した取り組み方法を検討。



①シャープゲンゴロウモドキ



②市民による調査



③調査事前説明会

問合せ先

環境省 自然環境局自然環境計画課 地域ネイチャーポジティブ推進室

TEL：03-5521-8343

URL：<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html>

27 エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援を行う

支援メニュー

■交付対象事業・取組

自然地域や棚田地域等における、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するための、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動

■交付対象

エコツーリズムに取り組む地域協議会等

国費率：1/2

対象地域：全地域

■要件

- 地域協議会が地域の多様な主体から構成されており、エコツーリズムを推進しようとする地域の市町村やDMO等が組織していること。
- 地域協議会としての、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産管理の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。（交付申請までの作成見込みを含む。）

活用事例

地域：青森県十和田市 団体名：奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト実行委員会

年度：2024（R6）～

奥入瀬では、自然環境、利用環境、エコツアーの質に関する各種ルールを設定し、「天然の博物館」として地域の自然を保全しつつ活用することに取り組んでいる。自然を体験するプログラムとして、地元ガイドと溪流沿いの歩道や多数ある滝を巡るツアー①、奥入瀬ならではの自然環境が育んだコケなどをじっくり観察するツアー②や体験③のほか、グリーンスローモビリティを活用した冬期のネイチャーツアー④、スノーシューツアー⑤や、氷瀑観察ツアー⑥などが実施されている。本交付金を活用し、ガイド団体によるルールづくり・情報共有の場の確保、ネイチャーガイド育成を実施した。



問合せ先

環境省 自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室

TEL：03-5521-8271

https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/tryecotourism/env/chiiki_shien/koufu/

国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的として、国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るため、都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業等を支援する制度。

事業の概要

■対象事業

(1) 国立・国定公園整備

- ・公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設等
- ※自然環境整備交付金（国立公園整備事業）については、動物繁殖施設は対象外。
- ・国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設

(2) 国立公園及び国定公園の区域外の整備

- ・長距離自然歩道整備計画に基づく施設
- ・平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設

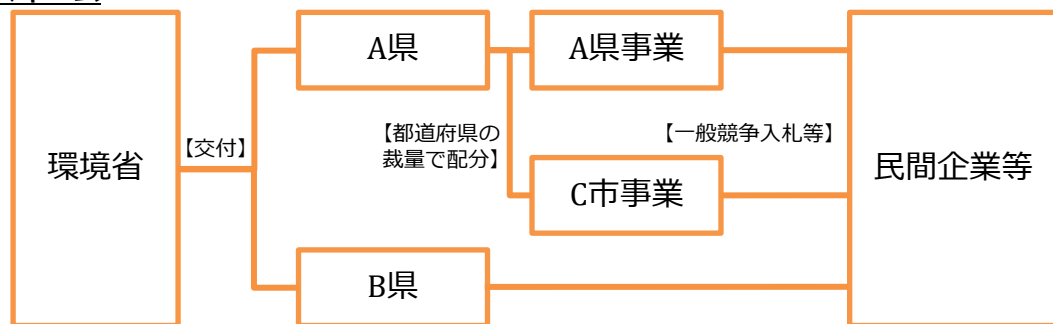
■支援内容

自然環境整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

■交付対象者

交付対象となる事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村

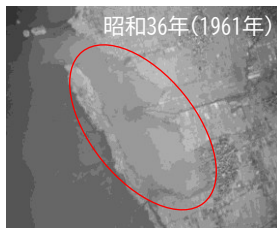
■事業スキーム



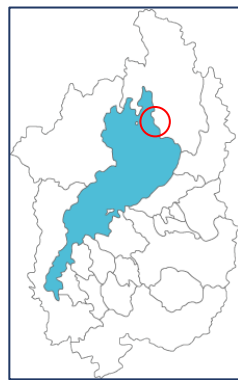
事業具体例

対象地域 琵琶湖国定公園（事業主体 滋賀県）

生物の多様性に富み、多数の種の生育・生息・繁殖の場所等として重要な水陸移行帯を再生すべく、早崎内湖においてかつての干拓等により失われたエコトーンを造成するなどの取り組みを行っている（公共事業としての自然再生施設の整備）。



※国土地理院WEBサイトの空中写真を加工しています。



早崎内湖の状況
(滋賀県提供)

問合せ先

環境省 自然環境局 自然環境整備課

TEL : 03-5521-8281

URL <https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html>

29 良好な水環境保全・活用モデル事業

水環境等の保全・活用による地域づくりにより、地域における関係主体の取組を促すとともに、水環境の適切な管理・良好な環境の創出を目的としたモデル事業を実施

事業の概要

■公募対象

(対象地域)

全国の水環境等の保全・活用等による地域課題の解決に取り組む地域（水環境の他、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の活用も含む）

(対象団体)

地方公共団体、公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体またはこれらを構成団体とする協議会等

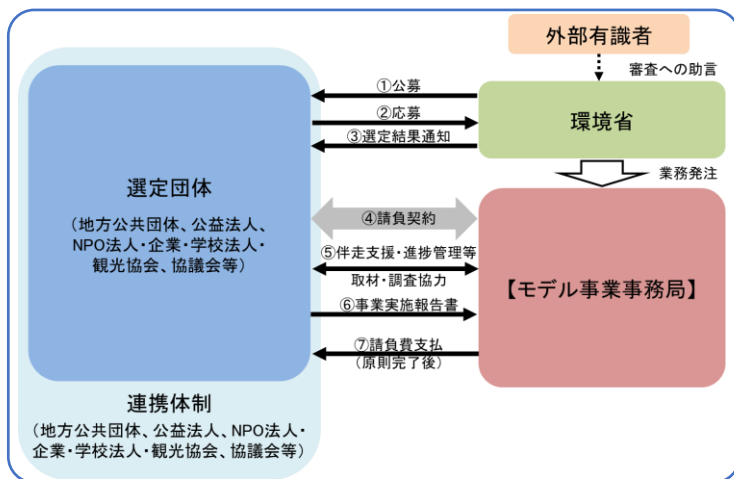
(国費率)

1 団体あたり300万円（税込み）以下

(募集)

募集する場合は1～2月頃

■モデル事業のスキーム



■対象事業

(1) 水環境等の保全・調査活動

- ・地域の自然的特性や歴史・文化・産業の観点を踏まえた水辺や湧水、地下水の保全・創出活動
- ・水道水源である森や川からの流域一体的な保全・調査
- ・水域生態系・水質の調査、普及啓発ツールの検討
- ・水域生態系の保全活動の経済価値評価、効果の見える化 など

(2) 水環境等の活用方策の検討

- ・地域の環境資源の掘り起こしやブランディング、地域特産品づくり
- ・きれいで豊かな水を活かした地場産業の維持・振興 など

(3) 水環境等の保全・活用のための体制づくり

- ・(1)(2)のための体制構築
- ・水に関わる取組を通じて地域内外の交流等を促進させる活動（地域協議会等の組織の設立・運営、シンポジウムの開催等）など

■事業イメージ



事業具体例

実施地域・実施団体：栃木県那須塩原市

那珂川流域の最上流部に位置する那須塩原市には、多数のため池が存在するが、ため池の持続的な管理に課題があり、農地における生物多様性の劣化が懸念されている。本事業において、地元高校・農家・ため池管理者等と連携して水路やため池の生物調査を実施し、希少なタナゴ類の生息適地ポテンシャルマップを作成。また生物多様性に配慮した農地で生産された農産物のブランディングの試みや、農業生態系を保全することによって得られる防災効果などの評価にも取り組んだ。



これらの取組を通じて、多様な主体が連携しながら、農業生態系の一帯を保全・再生・創造することにより、【絶滅危惧種等の生息環境の創出】【農作物の高付加価値化】【災害に対するレジリエンス機能の強化】が相乗的に生み出されることを目指す。

問合せ先

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室
TEL：03-5521-8298

藻場・干潟等の保全・再生・創出において着実に成果を創出するとともに、地域特有の手法により地域資源を利活用することで、保全と利活用の好循環を実現するための持続可能な里海づくりの基盤構築を、地域団体とともに連携し戦略的に目指す

事業の概要

■公募対象

(対象地域)

全国の閉鎖性海域を含む沿岸域

(対象団体)

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、公益法人、NPO法人、企業、漁業協同組合、学校法人、観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等

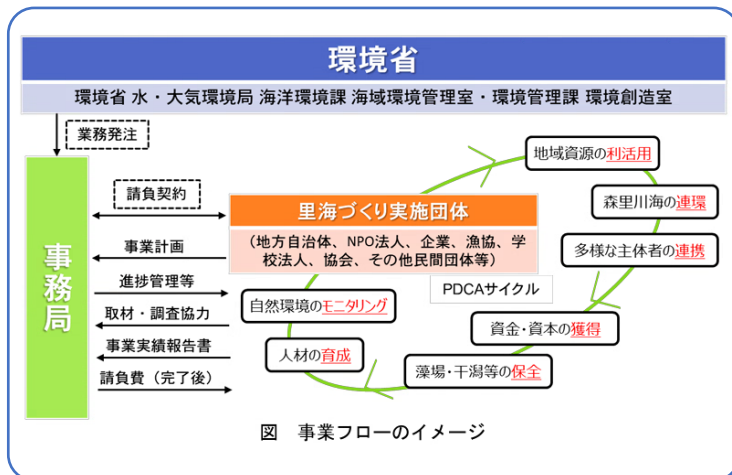
(国費率)

1団体あたりの事業上限額（令和7年度）は600万円（税込）

(募集)

募集する場合は1～2月頃

■モデル事業のスキーム



■対象事業

- ・ 自然環境や藻場・干潟等の保全・再生・創出に資する活動（保全・再生等活動）
- ・ 希少種に限らず沿岸の生態系の保護やモニタリング、データベース化
- ・ 自然環境や藻場干潟等の保全・再生等活動を実践、体験できる観光コンテンツの造成
- ・ 人材の育成に向けた海洋教育プログラムや単元開発、地域の学校等への教材提供
- ・ 情報発信ツールの製作、シンポジウムやワークショップの開催等、保全・再生等活動の啓発のための地域活性化プロモーション
- ・ 関係省庁の施策との連携（沿岸域の総合的管理や海洋空間計画の立案、海業など）
- ・ 里海づくりを通じた被災地の復興
- ・ 上記を実施するための協議会等の設置や他団体等との連携、枠組みづくり

■事業イメージ



事業具体例

実施地域・実施団体：福岡県福岡市
ふくおかFUN

福岡県博多市の博多湾を対象に、「沿岸と流域が繋ぐ人の営みと自然調和」を目指した里海づくりを進めている。博多湾は国際港として発展する一方、藻場の減少や干潟におけるアサリ資源の減少などの課題を抱えており、漁業関係者、企業、大学、研究機関、市民、行政など多様な主体が連携した保全活動の実施と体制構築に取り組んでいる。

主な実施地域は地行浜、志賀島、能古島、唐泊などで、アマモ場の保全、アカモク造成、河川の生物相把握、ブルーツーリズムの検討を実施している。



令和7年度には29カ所、延べ2,812名を対象に海洋教育を行うとともに、市民参加によるアマモの花枝採取や生き物観察を通じて、藻場の重要性を学ぶ機会を創出した。今後も、調査・教育活動を継続しながら、ネイチャーポジティブ人材の育成と地域連携の強化を進めていく方針である。

問合せ先

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室
TEL：03-5521-8298

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保水管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全の実施に当たっては、水田やため池等を生かした流域治水の取組や農村景観形成を推進。

事業の概要

■事業主体等 都道府県等

■対象事業 水利施設整備事業、農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業 等

■国庫負担率 1/2等

■水田やため池等を生かした流域治水



出典：農地・農業水利施設を活用した主な流域治水対策の支援事業（令和8年4月）農林水産省農村振興局
https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/kurasi.agwater/attach/pdf/ryuui_ki_tisui-238.pdf

■農業農村整備事業の実施における農村景観形成



整備済水田と散居集落



区画整理後の棚田



遊水池法面への植栽

出典：農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（令和7年4月）農林水産省農村振興局
https://www.maff.go.jp/j/nousin/keityo/kankyo/keikan_shishin.html

問合せ先

農林水産省 農村振興局 設計課
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/>

TEL：03-3502-8111（内線：5515）

32 森林整備事業、農山漁村地域整備交付金

森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈り、間伐、路網整備等を実施

支援メニュー

■交付対象事業・取組

森林整備事業、農山漁村地域整備交付金

例 植付け、下刈り、除伐、間伐、人工林の広葉樹林化、路網整備 等

■補助対象

都道府県、市町村、森林組合等

国費率：森林整備事業1/2、3/10等、農山漁村地域整備交付金1/2等

対象地域：全地域

■要件

造林に関する事業：1. 施行地の面積が0.1ha 以上 2. 森林経営計画を策定していること 等

林道に関する事業：1. 地域森林計画に記載された林道 2. 林道規程に規程する自動車道 等

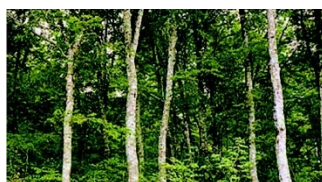
内容の例



植付け



下刈り



人工林の広葉樹林化



鳥獣被害対策*



除伐



間伐



荒廃竹林整備*



路網整備

* 植付けや間伐等と一体的に行うものに限る

適切な森林整備の取組



問合せ先

林野庁 森林整備部整備課 TEL : 03-6744-2303

森林整備事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/

農山漁村地域整備交付金

https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境配慮のチェック・要件化」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

33 治山事業、農山漁村地域整備交付金

保安林等において荒廃地等の復旧整備等や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施

支援メニュー

■補助対象事業・取組

治山事業、農山漁村地域整備交付金 例 治山ダムにおける魚道設置 等

■補助対象

都道府県 国費率：1/2 対象地域：全地域

■要件

○治山事業費補助、復旧治山事業等 荒廃山地等の復旧整備

1. 全体計画7,000万円以上 2. 一定の要件を満たすもの 等

○農山漁村地域整備交付金、予防治山事業等 荒廃危険地の崩壊等の予防等

1. 年度計画800万円以上 2. 一定の要件を満たすもの 等

活用事例

地域 北海道興部町
事業主体名 北海道 年度 2013 (H25)

荒廃溪流の復旧整備と併せ、オホーツク海より回遊してくるサクラマスがスムーズに遡上できるよう、既設治山ダムの周辺に形成された溪畔林を存置しながら溪流の線形に沿って魚道（引込型魚道）を整備した①。魚道を整備後、既設治山ダム上流では、サクラマス等の遡上が確認されている②。



①引込型魚道による生息環境の確保

地域 北海道勇払郡むかわ町
事業主体名 北海道 年度 2021 (R3)

溪流の安定を保ちつつ、魚類等の生育環境の拡大を図るため、既設治山ダムに魚道（張り出し・引込型魚道）を整備した③。魚道を整備後、既設治山ダム上流では、ヤマメ等の遡上が確認されている④。



③張り出し・引込型魚道による生息環境の確保



②治山ダム上流に遡上したサクラマス



④治山ダム上流に遡上したヤマメ

問合せ先

林野庁 森林整備部治山課 TEL : 03-6744-2308

治山事業 https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_3.html

農山漁村地域整備交付金

https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境配慮のチェック・要件化」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

34 みどりの食料システム戦略推進交付金

みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進

支援メニュー

■交付対象事業・取組

- ①グリーンな栽培体系加速化事業：環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入を支援
- ②有機農業拠点創出・拡大加速化事業：地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組や産地と消費地が連携する取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出

■交付対象

- ①協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
- ②市町村、協議会（市町村を含む）等

■要件

- ①グリーンな栽培体系の検証を行い、当該技術を取り入れた栽培マニュアル・産地戦略を策定し、技術の普及に向けた取組を行うこと
- ②地域における有機農業の取組方針等を定めた有機農業実施計画の策定、その実現に向けた取組及びみどりの食料システム法に基づく特定区域の設定に向けた取組を行うこと 等

活用事例

地域 宮城県大崎市

団体名 大崎市有機農業・グリーン化推進協議会

年度 2022（R4）～2024（R6）

世界農業遺産「大崎耕土」の豊かな自然環境を維持しつつ将来にわたって持続可能な農業を地域に定着させるため、環境保全型農業を広く普及している。みどりの食料システム戦略と協調し、地域に適したグリーンな栽培体系を検証するため、交付金を活用し、当地に適した栽培実証を行っている。

水稻の有機栽培においては、除草と水管理が大きな課題となるため、自動抑草ロボットを活用した除草①や、水管理システムを活用した水田の見回り作業の省力化②などの検証に取り組んでいる。



①自動抑草ロボット
泥を巻き上げて、雑草の発生を抑制するロボット



②水管理システム
水田の水位等をいつでも確認し、遠隔で管理できるシステム

地域 栃木県小山市

団体名 小山市有機農業推進協議会

年度 2022（R4）～2024（R6）

小山市では、生物多様性に配慮した持続可能な地域農業の発展③と、都市環境と田園環境の調和のとれた田園環境都市の実現に向け、生産者から消費者までが一体となった有機農産物等の生産拡大④や学校給食への導入⑤、オーガニックアンテナショップの開設⑥などを実施。



③飛来したコウノトリ



④有機稲作体験会



⑤有機米の学校給食への導入



⑥オーガニックアンテナショップ「ハレタラ」

問合せ先

農林水産省環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループ

TEL：03-6744-1865

35 環境保全型農業直接支払交付金

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

化学肥料・化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

- 全国共通取組 有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入
- 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組。対象取組は都道府県により異なる。
- 取組拡大加算 有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた栽培技術の指導等を行う農業者団体に対して支援を実施

※令和6年度まで本交付金で支援していた長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等については、令和7年度から多面的機能支払交付金で支援。

■交付対象

- 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
国費率：定額 対象地域：農業振興地域内に存する農地又は生産緑地地区内に存する農地

■要件

- 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること
- 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動を実施すること

活用事例

地域 新潟県佐渡市

団体名 佐渡トキの田んぼを守る会

年度 2015（H27）～

佐渡市では、2008年から「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を設けて、環境にやさしい農業の推進と佐渡米のブランド化に取り組んでいる①②。佐渡トキの田んぼを守る会は、トキが暮らせる自然の生命豊かな水田を守り育てるため2001年に設立された団体で、有機農業③及び江の設置④に取り組んでいる。

*江の設置 栽培期間を通じて常に湛水した状態にある溝（＝江）を、水田内に設ける取組。稲作のために夏期等に水田から一時的に水を落とす中干しの時期には、江がドジョウなど様々な生物の避難場所となる。



①水田に飛来したトキ



③有機圃場での除草の様子



②「朱鷺と暮らす郷」米としてブランド化



④江の設置

問合せ先

農林水産省 農産局農業環境対策課 TEL：03-6744-0499

URL https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境配慮のチェック・要件化」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために地域共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全や農村環境の良好な保全に資する活動を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援

○資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全*などの農村環境保全活動 等）等を支援

*「生態系保全」の取組例 生物の生息状況の把握、外来種の駆除、生物多様性保全に配慮した施設の適正管理、水田を活用した生息環境の提供、放流・植栽を通じた在来生物の育成、希少種の監視

■交付対象

○農業者等の組織する団体

国費率：定額

対象地域：農振農用区域内の農用地または都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地

■要件

○活動組織（農業者等の組織する団体）を設立すること

活用事例

地域 愛知県安城市

団体名 榎前環境保全会

年度 2007（H19）～

「榎前環境保全会」では、水田の生物多様性を確保するため、水田魚道を設置し、河川－水路－水田の連続性を創出している①。また、水田魚道を活用して、子供たちが地域の農業や生きものの大切さを知るイベントを実施するとともに②、減農薬で栽培した米を「どじょうの育み米」として販売している③。



①水路と水田を結ぶ水田魚道



②水田魚道での生きもの調査



③「どじょうの育み米」水田

地域 滋賀県東近江市

団体名 東近江市農村まるとと保全広域協定運営委員会

年度 2007（H19）～

「魚のゆりかご水田協議会」では、琵琶湖の固有種であるニゴロブナ等が水田へ遡上できるように、水路に魚道を設置することで、水田を繁殖の場として活用④。また、地元小学校による水田魚道の見学や他県からの体験学習の受入れなどを通じて、環境教育の場を提供している⑤⑥。さらに、滋賀県から「魚のゆりかご水田米」の認証を受けるなどブランド化を図っている⑦。



④集落総出で魚道を設置



⑤水田魚道の見学



⑥小学生を交えた環境教育



⑦「魚のゆりかご水田米」のロゴマーク

問合せ先

農林水産省 農村振興局農地資源課 TEL：03-6744-2197

URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境配慮のチェック・要件化」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援

支援メニュー

■交付対象事業・取組

- 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援（「地域活動型」）
- 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援（「複業実践型」）

■交付対象

- 地域住民、森林所有者、法人等により構成される活動組織（各都道府県の地域協議会（都道府県、市町村、関係団体等で構成）が活動組織に交付）

国費率 定額、1/2以内、1/3以内 対象地域 全地域

■要件

- 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林における活動であること
- 3年間の活動計画を作成していること 等

事業イメージ

「地域活動型」



地域住民等が連携し森林の整備及び森林資源を活用する活動への支援



地域住民等が連携し竹林の整備及び竹林資源を活用する活動への支援



「複業実践型」



半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援



地域住民等による森林整備（イメージ）



作業による改善（イメージ）



問合せ先

林野庁 林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室 TEL：03-3502-0048
URL <https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

漁業者等が行う、水産業・漁村等の多面的機能の強化に資する取組を支援します。

支援メニュー

■交付対象事業・取組

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 環境・生態系保全

例 干潟等の保全、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全 等

■交付対象

- 漁業者等により構成される活動組織
- 都道府県、市町村及び漁業者団体等からなる地域協議会（地域協議会は活動組織に交付）
国費率：定額 対象地域：全地域対象

■要件

- 活動組織の行う活動内容が本対策の趣旨に沿っていること 等

活用事例

地域 滋賀県東近江市

団体名 愛知川清流会

年度 2013（H25）～

愛知川（えちがわ）は、アユの川として全国に名を知られていたが、水が干上がるなどの問題によってアユは大きく減少した。そこで、きれいな川辺・豊かな川を取り戻そうと、漁業者や地域住民が中心となって草木伐採①や清掃活動②③を行っている。

また、子どもたちにふるさとや自然を体感し、郷土を大切にする心や環境について考え・行動する力を身につけてもらうため、地元小学校と連携し、川を良く知る漁業者等が見守る中で、川で遊び・学ぶ学習会（水生昆虫調べ④、魚類調べの体験⑤⑥等）を行っている。子どもたちが元気に笑い、川で学習する姿は、活動へのモチベーションの維持にもつながっている。



①草木伐採



②ゴミ拾い



③ゴミの分別



④水生昆虫採集



⑤魚類の観察、座学



⑥採集した魚類の水槽展示

問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課

TEL：03-3501-3082

水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施。

支援メニュー

■交付対象事業・取組

1. 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設の整備

例 魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、湧昇流漁場等）、養殖場（消波施設、区画施設等）

2. 水域環境保全のための事業

例 堆積物除去、底質改善（浚渫、耕うん、覆砂等）、作渚、藻場干潟の整備等

■補助対象

地方公共団体等 国費率：1/2等 対象地域：全地域

■要件

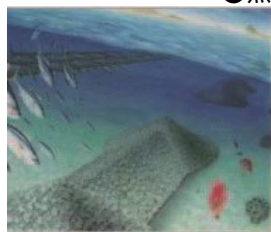
1. について 計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの、事業規模等が一定の要件を満たすもの 等
2. について 計画事業費が一事業につき5千万円（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円）を超えるもの、事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

内容の例

漁場施設の整備



① 魚礁の設置



② 湧昇流漁場の造成

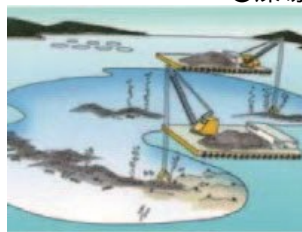


③ 消波施設の整備

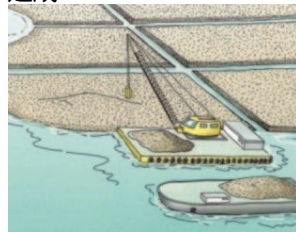
水域環境保全のための事業



④ 藻場の造成



⑤ 堆積物の除去



⑥ 覆砂



水産生物の生活史に対応した漁場整備の推進

問合せ先

水産庁 漁港漁場整備部計画・海業政策課 TEL：03-6744-2387

URL https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_yosan/index.html

※農林水産省では、全ての補助事業等において、環境負荷低減の取組の実践を要件化する「環境配慮のチェック・要件化」（愛称：みどりチェック）を令和9年度から本格実施することとしており、令和6年度より試行実施しています

1 河川基金助成事業

河川基金では、川や流域に関する様々な調査・研究、市民団体などの川づくり活動、学校における河川・水教育の取り組みを支援しています。

基金のメニュー

河川基金では、よりよい“川づくり”に役立つ様々な研究や活動を支援。助成対象者別に以下の3部門を設定。

研究者・研究機関

■助成額■
300万円～
20万円



対象：大学、高専、独立行政法人等の研究機関とそれに属する研究者
※学校のクラブ活動に対しての助成あり

川づくり団体

■助成額■
500万円～
30万円



対象：公益法人等、特定非営利活動法人、河川協力団体、任意団体、その他

学校

■助成額■
70万円～
10万円



対象：幼稚園、保育所、認定こども園等、小・中・高等学校、特別支援学校等

基金の内容

河川基金の「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の内容について、以下に示しています。

研究者・研究機関部門

「川づくり」や河川管理への貢献が期待できる調査・研究（以下「調査・研究」と言う）を行う大学、高等専門学校、公益法人、地方公共団体、NPO 法人、任意団体、企業等に所属する研究者や学会団体に対し助成します。河川の現場を活用した調査・研究や、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる調査・研究に優先して助成を行います。また理科系（工学、自然科学等）のみではなく、法学、経済学、社会学等を含む、文科系（社会科学、人文科学）、及び文理融合の調査・研究に助成します。小中高高等学校等の教員で、学校教育の現場での「河川・水教育」についての調査・研究を行う「研究者」も歓迎します。

【助成内容】

1. 研究機関に対する助成
2. 一般研究者に対する助成
3. 若手研究者に対する助成
4. ジュニア研究者（クラブ活動）に対する助成

川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体等（以下、「川づくり団体」という）に対し、その活動への助成を行います。「川づくり」団体部門は、川づくり団体の活動を支援する「流域川づくり団体」「全国川づくり団体」と設立されて5年以内の自立を支援する「新設川づくり団体」があります。川づくりに貢献する広範な活動の中でも、次世代を担う人づくりの活動に対しては重点的に助成を行います。また、新しいニーズやニーズの変化に即した新規事業、若手による取り組みや自律的展開への展望を持った活動も優先して助成を行います。

【助成内容】

1. 流域川づくり団体に対する助成
2. 全国川づくり団体に対する助成
3. 新設川づくり団体に対する助成

学校部門

身近にありながら普段あまり意識されることのない水と、その水の働きにより形成される身近な自然の事物としての河川についての学びを、学校教育において意識的に活用することで、児童・生徒が、物事を関連付けながら概念を構築し、体系化した上で体得していく学習能力の向上に役立てる、また、河川や水を学びの対象とすることで、自らの言葉で他者とコミュニケーションをする能力向上や、自然を愛する情操も同時に育むことを目指す取り組みを「河川・水教育」あるいは「河川・水の学び」と呼びます。河川基金では幼稚園・保育所・認定こども園等、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における河川・水の学びを助成しています。

【助成内容】

1. 幼稚園・保育所・認定こども園等に対する助成
2. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等に対する助成

問合せ先

公益財団法人河川財団 基金事業部

TEL : 03-5847-8303

URL : <https://www.kasen.or.jp/kikin/tabid290.html>

環境研究総合推進費では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月環境大臣決定）」に示された「重点課題」やその解決に資するテーマを提示し、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究開発を行っている。

この重点課題の1つとして、気候変動に伴う自然災害の増加への対応に向け、海岸林等が本来有する防災機能等の生態系機能の評価・解明に加え、生態系をインフラとして捉えた土地利用を含めた国土デザインの提案等のグリーンインフラに関する研究提案を募集している。

事業概要

環境研究総合推進費は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を推進しています。

環境政策貢献型の競争的研究費です

環境研究総合推進費は、環境政策への貢献・反映を目的とした競争的研究費制度です。

重点課題やその解決に資するテーマを踏まえ、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部有識者等による審査を経て採択された研究開発を実施します。

環境省、プログラムオフィサー(PO)と連携して取り組みます

環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進を図るため、平成28年10月から環境再生保全機構において新規課題の公募・採択や配分業務等を実施しています。

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定および研究成果の政策への反映を行う環境省、研究内容、進捗状況の確認、研究部会における評価結果を反映するための助言などを行うプログラムオフィサー（PO）と連携して研究を実施します。

事業内容

研究対象領域は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和6年8月環境大臣決定）で示された5つの研究領域です。

推進戦略では、中長期的に（～2050年頃）目指すべき社会像を想定した上で、環境分野において今後5年程度で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題として、16の重点課題が示されています。

推進費では、重点課題やその解決に資する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示した上で、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究・技術開発を実施しています。



気候変動領域

フロン類排出量の削減技術、エネルギーシステムの移行に関する環境・経済・社会的受容性の向上、適応策と他の政策とのコベネフィットの評価、気候変動の自然災害への影響、熱中症対策、気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明…等に関する研究・技術開発



統合領域

ライフスタイルのイノベーションの創出、環境・経済・社会を統合的に解決するローカルSDGsの実現（地域循環共生圏）、ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブを統合的に達成していく経路の提示及び実現、災害廃棄物の再生利用率の向上、気候変動・生物多様性・汚染（海洋プラスチック汚染を含む）等の環境問題とポストSDGs等を見据えた経済社会問題とのシナジーとトレードオフの課題…等に関する研究・技術開発



自然共生領域

リモートセンシング、環境DNA解析等の新技術を活用した情報集積、鳥獣の革新的な捕獲・処理・モニタリング技術、人間の福利との関係を含む生態系サービスの解明と地域の合意形成支援ツールの開発…等に関する研究・技術開発



資源循環領域

地域循環共生圏を見据えたバイオマス等の資源からの効率的な資源やエネルギー回収・利用技術、再生プラスチックの利用拡大を可能とする解体・破砕・選別技術、循環経済への移行の進展状況の把握に資する指標開発・データ整備…等に関する研究・技術開発



安全確保領域

化学物質等の複合的なリスクによる生態・健康影響の評価・解明、越境汚染を含む大気汚染現象の解明及び気候変動との相互影響評価、花粉症等の健康影響、PFASに関する環境監視測定に資する精度管理方法の確立と標準化及びリスク評価や対策技術…等に関する研究・技術開発

問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部 TEL：044-520-9509
URL：<https://www.erca.go.jp/suishinhi/index.html>

3 地球環境基金助成事業

地球環境基金は、「自然保護・保全・復元」、「森林保全・緑化」、「砂漠化防止」、「環境保全型農業等」、「大気・水・土壌環境保全」など環境保全の11の分野を対象として、助成を通じて民間団体の環境保全活動を支援している。

助成金概要

地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指す助成金です。

- ① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です。
- ② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります。
- ③ 主な原資は公的資金です。

■対象となる団体

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (3) 任意団体（ただし次の条件を全て満たす非営利の団体に限る）
 - 1. 定款、寄付行為に準ずる規約を有している。
 - 2. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
 - 3. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。
 - 4. 活動の本拠としての事務所を有すること。
 - 5. 活動の実績等からみて、要望に係る活動を確実に実施することができると認められること。



企業
地方公共団体
は対象外

■対象となる団体

日本国内（ハ案件）

開発途上地域（イ・ロ案件）

※開発途上地域の定義はDACによる援助受取国・地域リストに明記されている地域とします。

※イ・ロ・ハ案件は下部「活動区分」を参照してください。

■対象となる活動分野

環境保全に関する幅広い分野を対象

- a. 自然保護・保全・復元
- b. 森林保全・緑化
- c. 砂漠化防止
- d. 環境保全型農業等
- e. 脱炭素社会形成・気候変動対策
- f. 循環型社会形成
- g. 大気・水・土壌環境保全
- h. 総合環境教育
- i. 総合環境保全活動
- j. 復興支援等
- k. その他の環境保全活動

※活動分野は審査の過程で変更する場合があります。

助成メニュー

		概要	助成期間	助成対象活動
通常助成	基礎型	団体の創意工夫のもと、新たな環境保全活動に挑戦しようとするものを支援	1年間	・新規性のある環境保全活動 ・活動の準備・基盤作りを行う活動等
	発展型	団体の環境保全活動を定着させ、組織の成長と社会課題解決を目指していくものを支援	最大3年間	・多様な主体との連携・協働を通じて、環境保全活動が発展するための仕組づくり等に取り組む活動 ・調査や普及啓発など既存の環境保全活動をベースに、将来の社会的インパクトの創出に寄与する活動 ・国際会議を機に国内での取組の促進を行う活動等
戦略プロジェクト	政策課題協働型	政策課題について、市民社会に期待される活動と連携して取り組むプロジェクトを支援	最大5年間	・多主体と連携し、設定された政策課題の解決を目指す活動
	地域協働型	持続可能な地域づくりに向けた地域の担い手づくり、仕組づくりに取り組むプロジェクトを支援	最大5年間	・協働体制を構築し、地域課題解決に向けた地域の担い手づくりや仕組づくりを行う活動
LOVE BLUE 助成 (企業連携プロジェクト)		(一社) 日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト	1年間	・清掃活動など、水辺の環境保全活動

※1 上記以外に、団体の設立年数、活動実績等の要件があります。詳しくは募集案内（以下のウェブサイト掲載）にてご確認ください。

※2 本表における戦略プロジェクト（政策課題協働型）の情報は、プロジェクトの代表団体に適用されるものです。実行団体に関する情報は、2025年9月（予定）に基金ホームページにて公開予定です。

問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 TEL : 044-520-9505

URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

活用事例URL : https://www.erca.go.jp/jfge/info/report/act_report/latest/area/index.html

4 耐震・環境不動産形成促進事業

民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、耐震・環境性能を有する不動産の開発・建替え・改修に係る資金調達を支援する。

事業概要

老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進します。

■事業要件

次に掲げるいずれかの事業

- ① 耐震・環境改修事業
- ② 次のいずれかの環境性能を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業
イ 建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね20%以上削減
□ CASBEE Aランク以上であること等
※原則として事業後延床面積が2,000㎡以上

■対象事業者

特定目的会社(TMK)、株式会社又は合同会社であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの等

事業内容

以下の①又は②のいずれかに該当する事業。ただし、事業終了後の建築物が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される場合を除き、原則として延床面積が2,000㎡以上となる場合に限る。

① 現行の耐震基準に適合しない既存建築物について、改修の結果、現行の耐震基準に適合し、かつ、既存建築物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね10%以上削減することが見込まれる改修事業

② 事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業

イ 建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね20%以上（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅等のヘルスケア施設、住宅、延床面積10,000㎡以上の建築物又は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、名古屋市、京都市及び神戸市以外の地域（以下「特定地域」という。）の建築物の場合にあっては15%以上。）削減される効果があること（改修事業を行う場合に限る。）

□ 建築環境総合性能評価システムによる評価がAランク以上（特定地域における現行の耐震基準に適合しない既存建築物の建替えの場合にあってはB+ランク以上。）であること

ハ 建築環境総合性能評価システムのライフサイクルCO2の評価結果の緑星表示が3つ以上であること

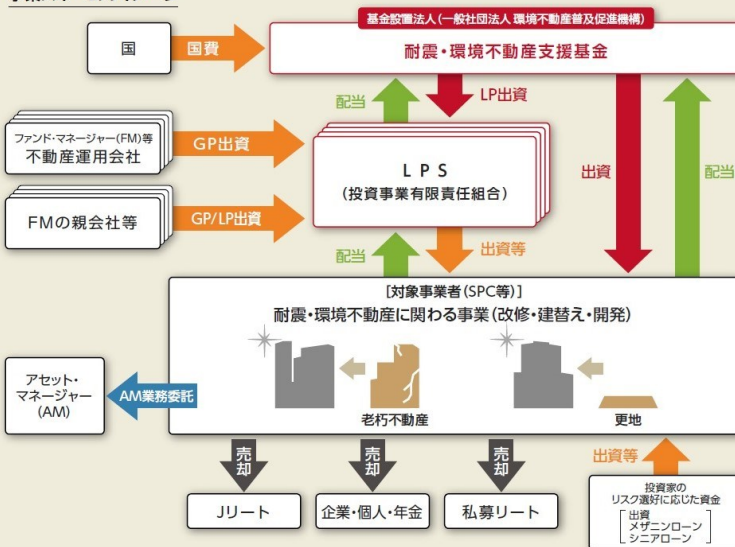
二 建築物省エネルギー性能表示制度による評価結果の星表示が、建替・開発については4つ以上、改修については3つ以上であること

ホ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物であること

ヘ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）のうち「I.建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすこと

ト 地方公共団体及び企業等が実施する環境評価等であって、一定の環境性能を有するものとして、基金設置法人が国土交通大臣及び環境大臣と協議の上、認めるもの

事業スキームのイメージ



※要件等の最新情報については以下ウェブサイトをご確認ください。

問合せ先

一般社団法人環境不動産普及促進機構 企画部 TEL : 03-6268-8016
URL : <https://www.kankyofudosan.jp/>

グリーンインフラ支援制度集 令和8年度版

発行年月：令和8年6月

発行団体：国土交通省 総合政策局 環境政策課

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室
環境省 自然環境局 自然環境計画課